

The 2nd
Hokuto city
Basic Environment Plan



第2次
北杜市
環境基本計画



第2次
北杜市
環境基本計画



平成30年3月

北杜市



はじめに

北杜市は、豊かな自然に恵まれ、多種多様な生きものたちが暮らす美しい風景が市内各所に数多く点在しております。美しい山並みや清らかな清流が随所であり、自然環境に恵まれ「山紫水明」の地と言えます。

また、近年では、こうした自然の恵みに対する価値や新の豊かさを求め、首都圏をはじめとした多くの方々が、田舎暮らしに興味関心を寄せていただき、とても光栄であります。

しかしながら、環境を取り巻く社会問題や地球温暖化対策などの新たな環境に関する課題がクローズアップされています。本市においても、河川や湧水の保全、不法投棄対策など身近な自然や環境に関することから、生物多様性の保全と危機などの広域的な問題や課題が増加しつつあります。

このような時代の流れから、このたび策定した「第2次北杜市環境基本計画」では、従来の計画を見つめ直し、北杜市が目指す新たな環境像を「明日へつなげる みどり香る杜 健幸ほくと」と設定しました。

この「健幸」は、平成30年1月「お宝いっぱい 健幸北杜宣言」を行い、豊かな自然環境とそこで育まれた安全で安心な特産品、豊富な人材や文化を北杜市のお宝として最大限活用し、健康で幸せに暮らせるという意味を持っています。

今を生きる私たちは、豊かな資源を守り活用しながら、将来の子どもたちのために引き継いでいく使命があります。そのため、本計画では、身近な環境問題から地球規模の自然環境まで幅広く網羅した5つの基本方針を定めて、市民・事業者が連携し、よりよい「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指してまいります。

なお、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました北杜市環境審議会をはじめ、環境像実現に向けた各地域の取り組みに対する意見交換会にご出席いただきました関係者やアンケート調査にご協力いただきました方々に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

北杜市長 渡辺 英子



目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景・目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象範囲.....	3
4 各主体の役割.....	3
5 計画の対象地域.....	4
6 計画の期間.....	4
7 計画の構成.....	5
第2章 環境の現状と課題	7
第1節 環境問題を取り巻く社会動向	7
1 地球温暖化対策の進展.....	7
2 循環型社会の形成推進.....	7
3 生物多様性保全の推進.....	8
4 人口減少・少子高齢化の進行.....	8
第2節 市内の環境の状況	9
1 市内の概況.....	9
2 社会環境.....	11
3 自然環境.....	12
4 生活環境.....	15
5 地球環境.....	17
6 環境行政.....	19
第3節 市民・事業者の環境に対する意識	20
1 アンケート調査結果の概要.....	20
2 市民の環境に対する意識.....	21
3 事業者の環境に対する意識.....	25
第4節 これまでの取組状況について	29
第5節 現状における課題	31
第3章 計画のめざすところ	33
第1節 環境像	33
第2節 環境像実現に向けた基本方針	34
1 施策区分の考え方.....	34
2 基本方針の設定.....	35
3 施策の体系.....	37

第4章 環境像実現に向けた基本方針別の取組	39
基本方針1	40
基本方針2	42
基本方針3	44
基本方針4	46
基本方針5	48
第5章 環境像実現に向けた各地域の取組	51
1 各地域の取組について	51
2 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア	52
3 八ヶ岳南麓東エリア	54
4 八ヶ岳南麓西エリア	56
5 甲斐駒ヶ岳山麓エリア	58
第6章 重点テーマ	61
1 北杜ぐるぐるプロジェクト	61
2 未来に向けた温暖化対策推進プロジェクト	62
3 杜の恵み活用プロジェクト	63
4 生きものいきいきプロジェクト	64
第7章 計画の推進	67
1 計画の推進体制	67
2 計画の進行管理	68

資料編

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・目的

北杜市（以下、「本市」という。）は、山梨県の北西部に位置しており、美しい山岳景観や国蝶オムラサキの生息地、名水の里、日本一の日照時間などを有する県内で最も広い市です。

本市では、平成20年3月に最初の北杜市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）、平成26年3月に改訂版北杜市環境基本計画（以下、「第1次計画改訂版」という。）を策定し、先人が守り育ててきた本市の豊かな環境を将来へ受け継いでいくための取組を、市民・事業者・市が一体となって進めてきました。

特に、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーは、本市の特徴である日照時間の長さや水の豊かさを活かし、全国に先駆けて導入や普及啓発を行ってきました。

一方で、地球規模の環境問題から、市内における身近な環境問題まで、私たちを取り巻く様々な環境問題への対応が必要となっています。

さらに、全国で急速に進んでいる少子化による人口減少や高齢化は、本市においても重要な課題であり、今後、里山や農地、山林など身近な自然環境の維持をはじめとして環境面において様々な影響を及ぼすことが予想されることから、将来を見据えた対策を盛り込むことが重要です。

また、平成20年度に第1次計画を策定した後、上位計画である「第2次北杜市総合計画」を新たに策定したこと、「北杜市まちづくり計画」「北杜市景観計画」「北杜市再生可能エネルギービジョン」など関連計画を策定・見直したことを踏まえ、環境面における総合的な計画である環境基本計画についてもこれらの内容と整合を図る必要があります。

第2次北杜市環境基本計画（以下、「本計画」という。）の目的は、このような本市を取り巻く環境の状況などを踏まえた上で、「北杜市環境基本条例」に定める環境の保全に関する基本理念の実現に向け、本市の環境施策の方向性を明らかにするとともに、市民・事業者の行動指針を示すことです。

＜「北杜市環境基本条例」に定める環境の保全に関する基本理念＞

第3条 環境の保全などは、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全などは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

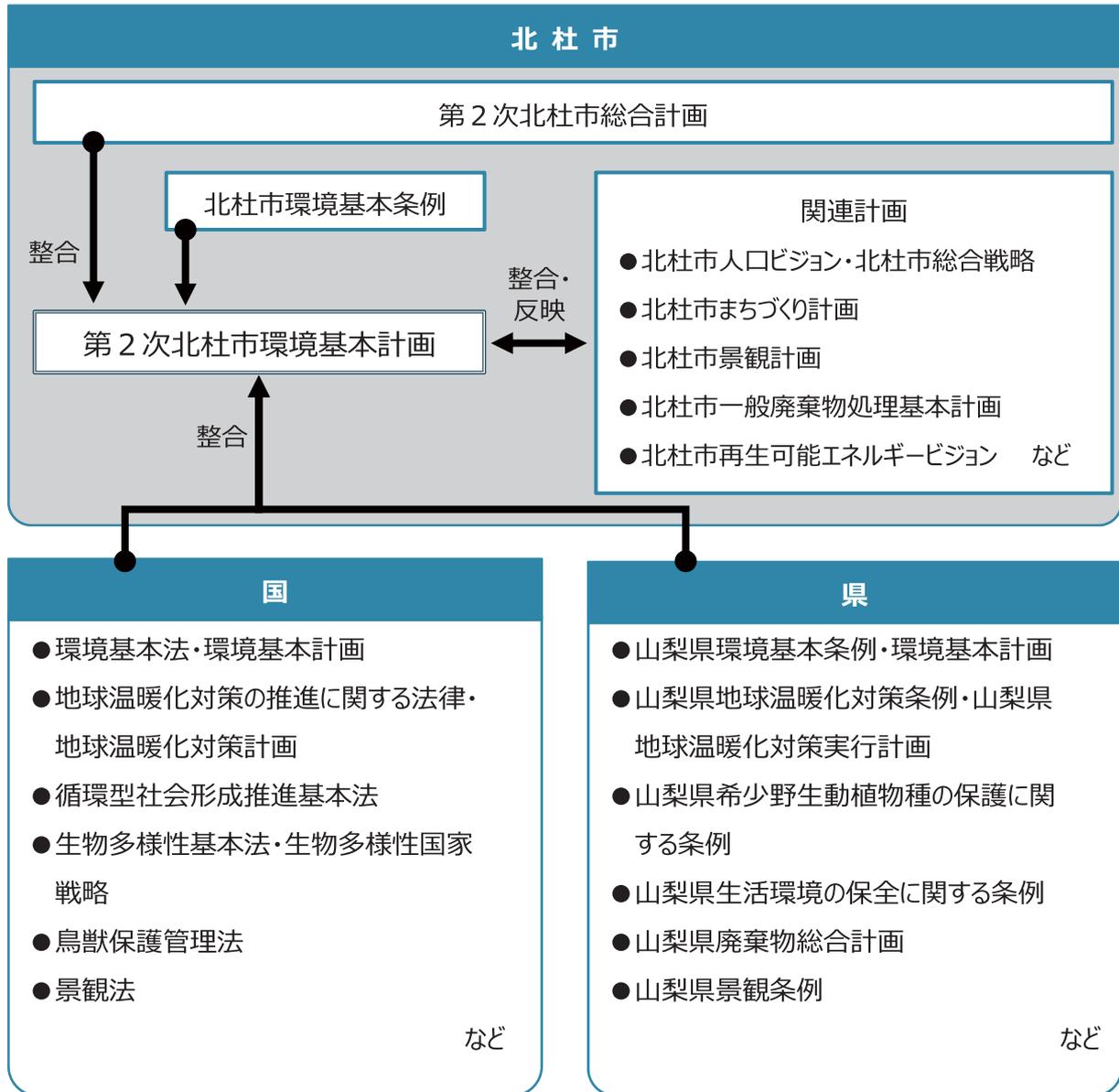
3 環境の保全などは、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、「第2次北杜市総合計画」を環境面から推進する部門別計画として位置付けるとともに、市が実施する施策を環境保全の視点から調整し、整合を図ります。

また、環境問題への取組には、市民・事業者・市の各主体の連携・協力と積極的な参加が必要となるため、各主体が果たすべき役割や取組の具体的な指針を示します。



3 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

環境の範囲と環境の項目

環境の範囲	環境の項目
生活環境	水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、地下水・湧水、緑化など
環境衛生	廃棄物（不法投棄・リサイクル含む） など
地域資源環境	動物（鳥獣害含む）、植物、自然公園など、歴史・文化(文化財など)、景観 など
広域環境	大気汚染、地球温暖化（エネルギー含む）、オゾン層破壊 など
環境教育	環境教育・学習、環境保全活動 など

4 各主体の役割

本計画における各主体の役割は、次のとおりです。

各主体の役割

主体	役割
市民	日常生活を通じて環境への負荷の低減に努める <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源及びエネルギーの有効利用に努める ・ 廃棄物の減量や再生資源、環境への負荷の少ない製品などの利用に努める ・ 生活排水による水質汚濁などの発生を防止する ・ 環境の保全などに自主的に努めるとともに、市が実施する環境保全などに関する施策に積極的に協力する
事業者	事業活動における環境への負荷の低減に努める <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動による公害の発生を防止する ・ 廃棄物による環境への負荷低減に努める ・ 再生資源や環境への負荷の低減に資する原材料などの利用に努める ・ 環境の保全などに自主的に努めるとともに、市が実施する環境保全などに関する施策に積極的に協力する
市	環境の保全のため統括的な役割を務める <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全のために総合的な施策を策定・実施する

5 計画の対象地域

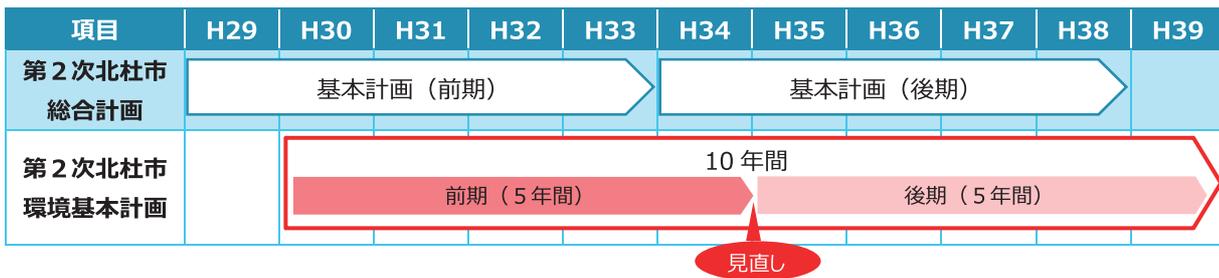
本計画の対象地域は、本市の全域です。

6 計画の期間

本計画の期間は、次に示す考え方で設定します。

- ①本計画の目標年次は、「第2次北杜市総合計画」と期間の整合を図り、10年間とします。
- ②本計画の期間は平成30年度から平成39年度までとします。
- ③計画の進捗状況を把握するとともに、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため、本計画の期間を前期と後期に分け、前期が平成30年度から平成34年度、後期が平成35年度から平成39年度までの5年間とし、中間年度である平成34年度に進捗状況を踏まえた計画内容の見直しを行います。

計画の期間



7 計画の構成

本計画は全7章で構成されています。第1次計画は全3章でしたが、本計画では「第3章 計画のめざすところ」「第5章 環境像実現に向けた各地域の取組」「第6章 重点テーマ」「第7章 計画の推進」を新たに設けています。

本計画の流れは、第1章で計画の基本的事項、第2章で本市の環境における現状及び課題をまとめ、これを受けて第3章で本計画が目指すべき目標を明らかにしています。そして、この目標を実現するため、第4章で基本方針別の取組を示し、この取組に基づき、第5章で地域での取組を整理するとともに、第6章で重点的に進めるテーマでの取組を整理しています。第7章では計画の推進を図るための仕組みを示しています。

第1章 基本的事項 (p1~)

- ・ 計画策定の背景・目的
- ・ 計画の対象範囲
- ・ 計画の対象地域
- ・ 計画の構成
- ・ 計画の位置付け
- ・ 各主体の役割
- ・ 計画の期間

第2章 環境の現状と課題 (p7~)

- ・ 環境問題を取り巻く社会動向
- ・ 市民・事業者の環境に対する意識
- ・ 現状における課題
- ・ 市内の環境の状況
- ・ これまでの取組状況について

第3章 計画のめざすところ (p33~)

- ・ 環境像
- ・ 環境像実現に向けた基本方針

第4章 環境像実現に向けた基本方針別の取組 (p39~)

- ・ 快適で暮らしやすい、潤いの杜
- ・ 地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜
- ・ 将来につなげる杜づくり
- ・ ごみを減らし、資源を大切にす杜
- ・ 地球環境保全に貢献する杜

第5章 環境像実現に向けた各地域の取組 (p51~)

- ・ 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア
- ・ 八ヶ岳南麓東エリア
- ・ 八ヶ岳南麓西エリア
- ・ 甲斐駒ヶ岳山麓エリア

第6章 重点テーマ (p61~)

- ・ 北杜ぐるぐるプロジェクト
- ・ 未来に向けた温暖化対策推進プロジェクト
- ・ 杜の恵み活用プロジェクト
- ・ 生きものいきいきプロジェクト

第7章 計画の推進 (p67~)

- ・ 計画の推進体制
- ・ 計画の進行管理

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境問題を取り巻く社会動向

1 地球温暖化対策の進展

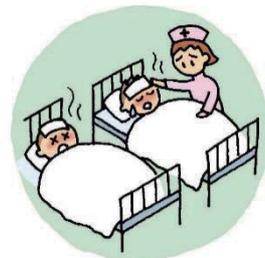
気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の第5次調査評価報告書では、“気候システムの温暖化には疑う余地はない”“20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高い”という考え方が示されており、気候変動を放置すれば人間と生態系に深刻で広範、かつ取り返しのつかない影響が及ぶ可能性が高まるとされています。

このように喫緊な温暖化対策が求められている中、平成27年12月に開催されたC O P 21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、平成32年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、その後、米、中、インド、EUなど55か国以上が同意の手続きを行ったことで、平成28年11月に発効となりました。これによって、今後、深刻化する地球温暖化に対して、世界の全ての国が対策行動を始めることになりました。その後、平成28年11月にモロッコ・マラケシュで開催されたC O P 22では、パリ協定の実施指針を平成30年までに策定することが決定されました。

国は平成28年5月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地球温暖化対策計画及び政府実行計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策に関する総合計画で、パリ協定や平成27年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、平成42年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を平成25年度比26%削減するとともに、長期的目標として「平成62年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としています。



動植物の絶滅リスクの増加



マラリア感染地域の増加



食料不足



熱帯低気圧の強大化
温暖化による影響の例

2 循環型社会の形成推進

国内では、石油などの大量の資源・エネルギーを消費する在り方を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直すという価値観や意識の大きな変化が生まれています。世界的には、資源の消費量や廃棄物の発生量が急増するとともに、金属くずや古紙、廃プラスチックなど有価で取引されている循環資源の国境を越えた移動が増加していることから、地球規模での廃棄物の発生抑制や資源のリサイクルなどに取り組むことが必要になっています。

また国は、「循環型社会形成推進基本法」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を施行し、循環型社会形成に向けた取組を進めていますが、3R（発生抑制、再使用、再資源化）の取組のうち、特に発生抑制、再使用については、更なる取組が必要な状況です。

3 生物多様性保全の推進

「生物多様性総合評価」(平成 22 年公表)によると、生物多様性の損失は全ての生態系におよび、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きく、1975 年(昭和 50 年)から 2000 年(平成 12 年)までに約 4 万種もの生物が絶滅したと報告されています。このような中、世界的に生物多様性の保全が求められており、国においても平成 20 年に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、平成 24 年には「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。国家戦略の中には、平成 32 年度までの重点施策として生物多様性を社会に浸透させることや地域における人と自然との関係を見直し、再構築することなどが盛り込まれています。

4 人口減少・少子高齢化の進行

日本は既に人口減少時代に突入し、かつて経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。我が国の総人口は、2010 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少に転じており、2048 年には 1 億人を割って、2060 年には 8,674 万人程度になると推計されています[※]。本市においても、平成 22 年の国勢調査では 46,968 人であった人口が平成 52 年には 32,880 人、平成 72 年には 22,760 人にまで減少すると推計されています。

総人口が減少する中で、東京、名古屋、関西の三大都市圏の人口総数は総人口の 5 割を超えており、特に東京圏への一極集中傾向が加速しています。都市への人口集中は、地方の過疎化や産業の衰退を招きます。総人口が減少している中、どのように地方を維持させていくか大きな課題となっています。

※出典：内閣府資料（選択する未来人口推計から見えてくる未来像（平成 27 年 10 月 28 日発行））

第2節 市内の環境の状況

1 市内の概況

(1) 位置・地勢

本市は、山梨県の北西部に位置し、北側及び西側は長野県伊那市、茅野市、川上村、富士見町、南牧村に、東側及び南側は、甲府市、甲斐市、韮崎市、南アルプス市に接しています。

北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳からなる南アルプス、北東は茅ヶ岳（かやがたけ）や瑞牆山（みずがきやま）などの秩父山地の山々に囲まれ、それぞれ八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス国立公園、南アルプス巨摩県立自然公園、秩父多摩甲斐国立公園などに指定されています。また、3県10市町村にわたる南アルプスは、生物圏保存地域（Biosphere Reserve、ユネスコエコパーク）として登録されています。

地域は、大きく分けると八ヶ岳及び茅ヶ岳南麓に広がる火山性の台地部分と、釜無川による沖積平野の2つの地理的特性を持っており、両地域は釜無川によって削り取られた河岸段丘である七里ヶ岩によって隔てられています。

(2) 交通

本市は、中央自動車道が市内の北西から南にかけて縦断しており、小淵沢 IC、長坂 IC、須玉 IC の3インター・チェンジがあります。

主要道路としては、釜無川に沿う国道20号（甲州街道）、塩川に沿う国道141号（佐久甲州街道）が市内を貫いています。

また、市内には JR 中央本線及び JR 小海線の2路線が走っており、JR 中央本線は小淵沢駅、長坂駅、日野春駅の3駅、JR 小海線は甲斐小泉駅、甲斐大泉駅、清里駅の3駅があります。小淵沢駅からはローカル色豊かな高原列車が走る小海線が八ヶ岳南麓を周回して、北陸新幹線の佐久平駅、しなの鉄道の小諸駅方面と接続しています。



市内の主要交通網

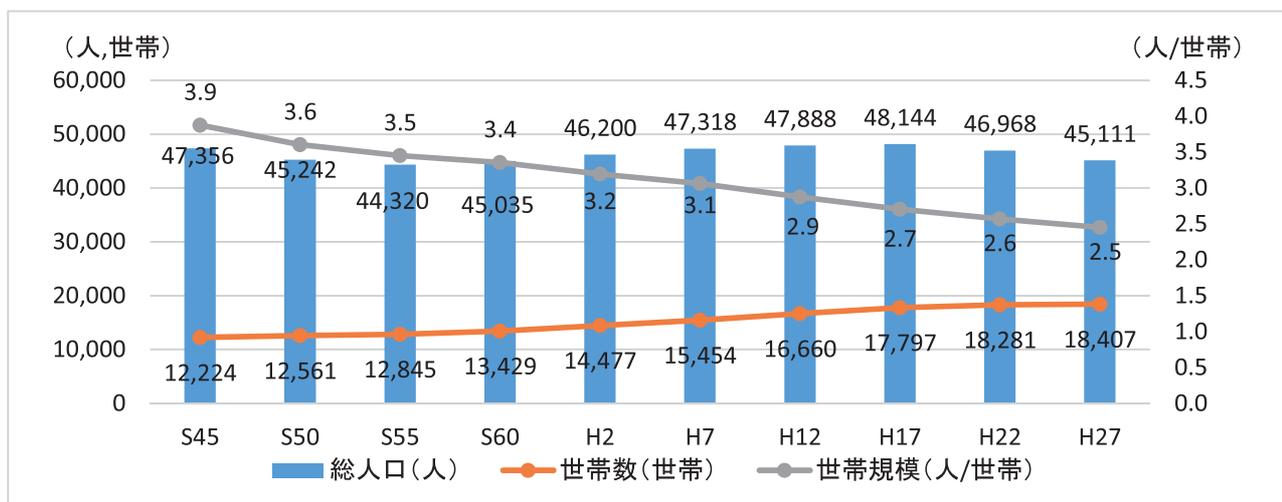
(3) 面積・土地利用

本市の土地面積は602.48km²となっており山梨県の総面積の13.5%を占め、県下最大の面積を有しています。市内における土地利用は、林野が最も大きく、市内の76.2%を占めています。

(4) 人口

平成27年国勢調査における人口は、45,111人となっており、平成17年をピークに減少傾向にあります。世帯数は18,407世帯となっており、昭和45年以降、緩やかな増加傾向にあります。また、年齢3区分別人口比率から、昭和45年以降、0～14歳、15～64歳の占める割合が下がっており、65歳以上の占める割合が約3倍に高まっていることから高齢化が進んでいることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（平成25年3月）によると、本市の総人口は平成52年には、32,880人にまで減少する推計となっており、こうした状況に対し、平成27年度に策定した「北杜市人口ビジョン・総合戦略」では、子育て支援事業や移住定住促進事業を通じて人口減少率を抑え、平成52年には40,000人を維持することを目指しています。



人口及び世帯数の推移

資料：国勢調査

3 自然環境

(1) 自然環境の保全

自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類があり、日本の優れた自然の風景、傑出した自然景観を保護するとともに、野外レクリエーションなど自然とのふれあい増進を目的として指定されています。

本市においては、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス巨摩県立自然公園が指定されています。

山梨県は、豊かな自然環境を保存し、これを適正に活用するとともに、県土の緑化を推進することにより、生物の多様性の確保その他の良好な自然環境の保全を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とし、山梨県自然環境保全条例に基づいて「自然環境保全地区」及び「自然記念物」を指定しています。

本市においては、自然環境保全地区が8か所、自然記念物4か所が指定されています。



八ヶ岳



市の昆虫 オオムラサキ

市内における自然環境保全地区及び自然記念物

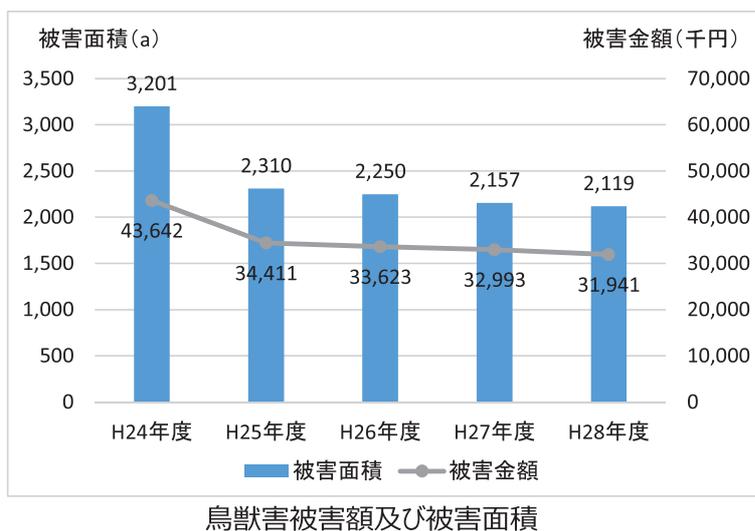
区 分		名 称	場 所
自然環境 保全地区	自然保全地区	七里ヶ岩	須玉町若神子
		大岩山	白州町大武川
		大平	白州町上教来石
		清水谷	白州町上教来石
		観音峠、茅ヶ岳	須玉町江草、金ヶ岳
	景観保全地区	紅葉橋	須玉町江草、比志
		八ヶ岳川俣	大泉町西井出
歴史景観保全地区	谷戸城	大泉町谷戸	
自然記念物	植物	金山沢のハンドイ林	須玉町小尾
		木賊平のエゾリンドウ	須玉町比志
		石尊神社のアカマツ並木	白州町鳥原
	動物	日野のオオムラサキ及び生息地	長坂町日野

出典：山梨県ホームページ

(2) 生物多様性の保全

本市は、自然公園の保全などを通じて生物多様性の保全に努めています。特に白州町・武川町は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としたユネスコエコパークとして登録されており、この取組を通じて生物多様性の保全の必要性についての認識の普及を進めています。しかしながら、市内においては耕作放棄地の増加や外来種の移入といった身近な環境における生物多様性の損失が懸念されています。

近年、積雪量の減少や里地里山の環境の変化に伴い、イノシシ・ニホンジカ、ニホンザルなどによる農林業への被害が問題となっており、市では北杜市鳥獣被害防止計画（平成20年度策定、平成27年度変更）に基づき、金網柵や電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲などの対策に取り組んでいます。平成28年度における被害状況を見ると、被害面積が2,119a、被害金額が31,941千円となっています。近年はシカ・イノシシ用柵では対策が難しい小動物（ハクビシン、タヌキなど）の被害が増加しており、対策に苦慮しています。



資料：北杜市

(3) 未来に残せる景観の維持活動の推進

本市は、周囲を八ヶ岳、南アルプス、秩父山地の3つの山岳地域に囲まれ、そこに広がる山麓エリアや大小の河川と変化のある大地の構造を土台に、優れた眺望、豊かな自然、まちや農山村、歴史文化的景観などが展開しており、これらが一体となって特徴的な景観を形成しています。

市では、市内のすばらしい自然景観や歴史文化的景観を市民が心を寄せ合えるふるさとの風景とするため、市民からの応募をもとに「北杜24景」として定めています。

しかしながら、近年は太陽光発電設備や屋外広告物など、人工物の設置による良好な景観の阻害が問題視されており、対策が求められています。



大糸桜と南アルプス



武川の田園風景

(4) 歴史文化

本市の歴史は古く、縄文時代から人が住み、八ヶ岳、茅ヶ岳の山麓から釜無川の右岸台地にかけて、金生遺跡（大泉町）をはじめ古代の遺跡が数多く発見されています。

戦国時代は、騎馬軍団を要した武田信玄の信州攻略において八ヶ岳山麓は軍事用の拠点となり、その軍用道路であった「棒道」や、谷戸城など、数多くの史跡が現在も残っています。

江戸時代は、徳川幕府の新田開発により米作を中心に農業が発達し、集落地が形成され、現在の農村集落の基盤が確立されました。

江戸時代の甲府・江戸と信州諏訪を結ぶ街道である「甲州街道」、信州佐久郡を結ぶ「佐久往還」があり、甲州街道の台ヶ原や教来石（白州町）、佐久往還の若神子（須玉町）などは宿場町として栄えました。

市内の高根地区を南北に流れる村山六ヶ村堰疎水は、西暦900年頃から1,000年頃にかけて開削されたとされ、農地約550haと集落を潤す全長約16kmの水利施設であり、平成29年に世界かんがい施設遺産に登録されました。



金生遺跡



村山六ヶ村堰疎水

4 生活環境

(1) 生活・事業所排水対策の推進

本市は、主たる河川の上流部に位置するため多くの源流を持っており、このため市内を流れる河川の水質は良好な状況です。しかしながら、河川水質が農業や事業活動の影響を受けることも考えられるため、市は継続的に水質監視を行っており、人の健康の保護に関する環境基準の項目 3 地点（ヒ素 4 地点）、生活環境の保全に関する環境基準（河川）の項目 45 地点を調査しており、概ね良好な結果となっています。

(2) 地下水・湧水の保全

地下水の自然かん養と保全に努めるとともに、その適正な利用を図ることで公共用の水道資源及び湧水資源を保全するため、「北杜市地下水採取の適正化に関する条例」を制定し、市内全域において地下水の採取に必要な規制を行っています。

また、本市には「八ヶ岳南麓高原湧水群」など湧水が多数存在しており、環境省によって名水百選に選定されているものもあり、利水が不安定なこの地域において農業用水としての利用など重要な役割を果たしています。



三分一湧水

市内の主な湧水

名称	所在地
三分一湧水	長坂町
女取湧水	長坂町
大湧水	大泉町
八右衛門出口湧水	大泉町
大滝湧水	小淵沢町
井詰湧水	小淵沢町



八右衛門出口湧水

(3) 大気環境の保全

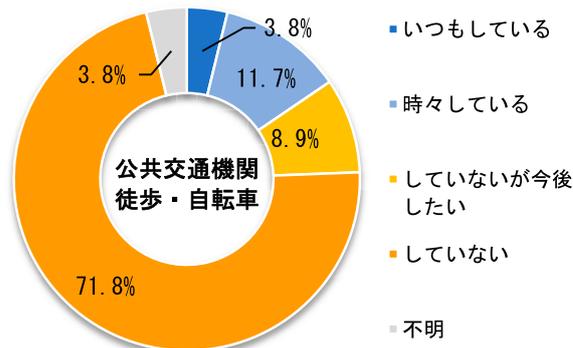
本市に最も近い韮崎測定局では、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの測定を行っています。環境基準と比較すると、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は基準値を達成していますが、光化学オキシダント濃度は基準値を超えています。光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線（紫外線）を受けて化学反応を起こすことによって生成されたもので、大半をオゾンが占めています。

なお、山梨県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。

(4) 排ガス低減活動の推進

排ガス低減に向けて、マイカーの使用を抑制するためにバスを始めとした公共交通機関の使用を市民に呼びかけています。

しかし、市民アンケート結果を見ると、公共交通の利用に取り組んでいる人の割合は約 15%と低く、地域性を考慮しながら、マイカーと公共交通のあり方について検討していくことも必要です。



市民アンケート結果：環境配慮行動の実践状況
(外出の際には、なるべく自家用車を使わず、公共交通機関や徒歩、自転車を利用している)

(5) 騒音・振動

騒音・振動については、市内の主要幹線道における自動車走行騒音の測定を行っており、自動車騒音の影響がある道路に面する地域の騒音の状況を把握しています。

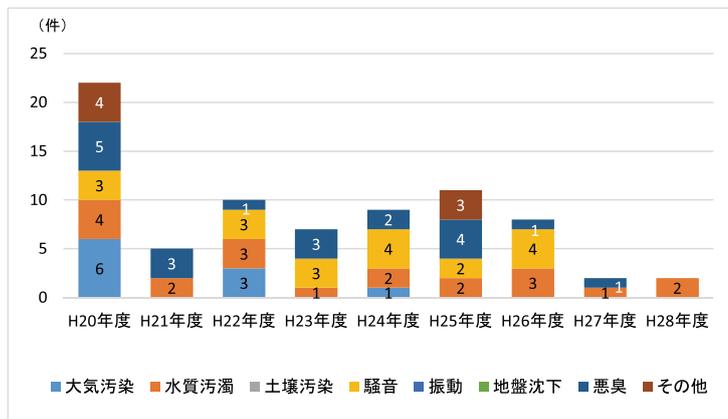
騒音規制法、振動規制法の届出制度に基づいて、特定の施設がある事業所などにおける騒音や振動の発生源の把握を行っています。

(6) 悪臭

悪臭については、農業に伴う臭気（堆肥や農作物の腐敗臭など）や野外焼却（野焼き）に伴う苦情が発生しており、市では、苦情を受けた際に発生防止に向けた関係者への注意・指導を行っています。

(7) 公害苦情件数

公害苦情は、水質汚濁、騒音、悪臭が多くなっています。平成 20 年度の 22 件をピークに年々減少し、平成 28 年度は 2 件となっています。



公害苦情処理件数の推移

資料：山梨県

(8) 耕作放棄地、空き家・空き地

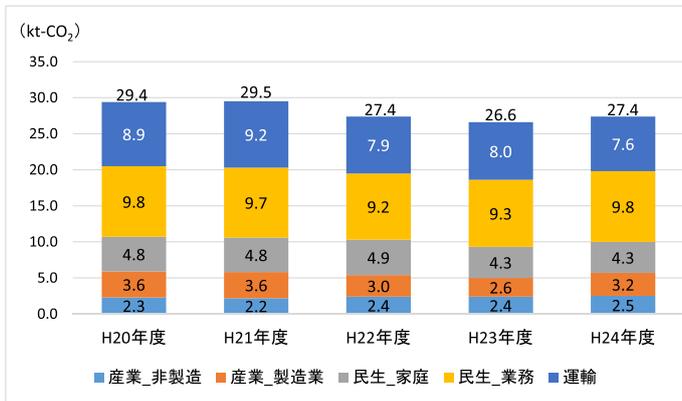
近年、農業従事者の高齢化などの影響によって農地の維持管理が困難となり、耕作放棄地が増加しています。このため、新規就農者、農業生産法人などの新たな担い手の参入による耕作放棄地の解消に取り組んでいます。また、農村部や市街地、別荘などにおいて、空き家や空き地が増加しており、不審者による治安悪化や景観の阻害が問題視されています。

5 地球環境

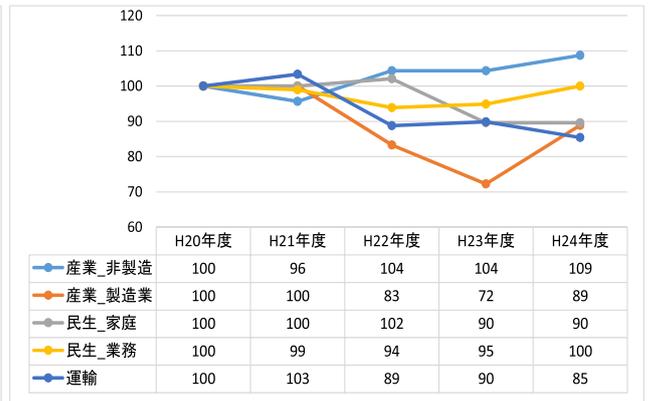
(1) 低炭素社会のまちづくり

平成 24 年度における本市内から排出される（エネルギー由来の）温室効果ガスの総量は、27.4 千 t-CO₂ となっており、平成 20 年度からの推移を見ると減少傾向にあります（図①参照）。推移を部門別に見ると、増加しているのは産業_非製造のみであり、5 年間で約 1 割増となっています。民生_業務については現状を維持しており、その他の部門（産業_製造業、民生_家庭、運輸）は 1 割から 1.5 割程度減少しています（図②参照）。

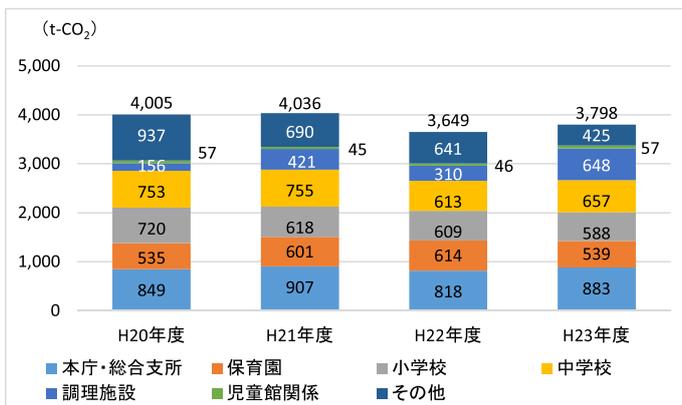
公共施設でのエネルギー利用など、市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスは、平成 20 年から平成 23 年にかけて 4 千 t-CO₂ 程度となっています（図③参照）。



本市内から排出される（エネルギー由来）温室効果ガスの推移（図①）



部門別温室効果ガス排出量の推移（平成 20 年度を 100 とする）（図②）



事務事業から排出される温室効果ガスの推移（図③）

資料：北杜市環境課

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

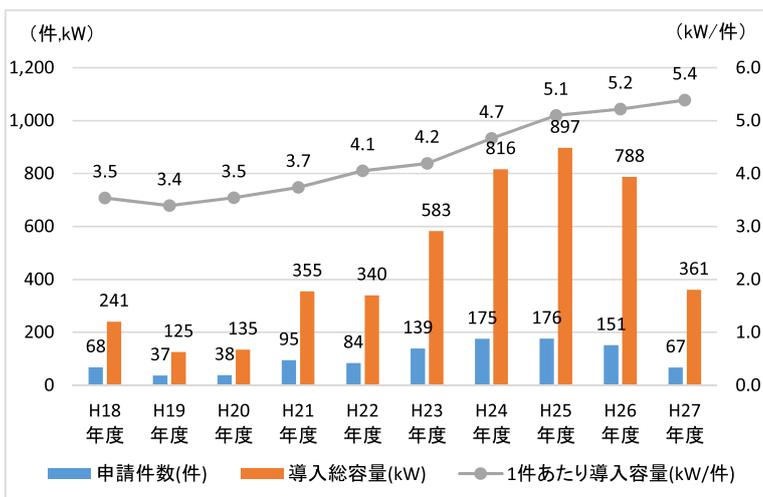
本市では、日照時間の長さや豊富な水量を誇る河川など、地域の環境特性を活かして再生可能エネルギーが活用されており、学校や公共施設などへの再生可能エネルギーの導入が積極的に進められています。その一方で、地上設置型の太陽光発電に対する様々な意見もあります。

また、平成 18 年度から、市民を対象とした住宅用太陽光発電システムに対する設置補助を行っています。申請件数は、ピーク時の平成 25 年度に 176 件あり、平成 27 年度には 67 件となっています。1 件あたりの導入容量においては、平成 27 年度が 5.4kW となっており、平成 18 年度の約 1.5 倍になっていることから、容量が増加していることがわかります。

更に、平成 29 年度からは、省エネルギー機器の導入を促進するため、強制循環型太陽熱利用システムなどに設置補助の対象を拡充しました。

また、市では平成 23 年に国立開発研究法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から譲り受けた北杜サイト太陽光発電所など太陽光発電所を 2 か所、村山六ヶ村堰水力発電など小水力発電を 2 か所運営しています。

これらの施設は経年劣化に伴う維持コストの増加が今後予想されるため、十分にメンテナンスを行い、維持コストの抑制に努める必要があります。



住宅用太陽光発電システム設置補助件数及び導入容量

資料：北杜市環境課

学校・公共施設における再生可能エネルギー導入量（平成 29 年 3 月現在）

学校	太陽光発電（24 か所：1,051kW） 風力発電（2 か所：120W） 太陽熱利用（5 か所）
公共施設	太陽光発電（14 か所：237kW） 風力発電（3 か所：86W） 小水力発電（1 か所：1kW） ハイブリッド街路灯（5 か所：12 基）

主な大規模再生可能エネルギーの概要

名称	種別	概要
【市施設】		
北杜サイト太陽光発電所	太陽光	場所：長坂町渋沢地内 出力：1,869kW
永井原太陽電池発電所	太陽光	場所：明野町上手地内 出力：591kW
村山六ヶ村堰水力発電所（クリーンでんでん）	小水力	場所：高根町長沢上手原 出力：320kW
三分一湧水ミニ発電所	小水力	場所：長坂町小荒間地内 出力：1kW
【官民パートナーシップ施設】		
クリーンエナジー 清里の杜太陽光発電所	太陽光	場所：高根町清里地内 出力：10,000kW
村山六ヶ村堰 ウォーターファーム	小水力	場所：大泉町西井出字石堂地内 出力：220kW,230kW,200kW



村山六ヶ村堰水力発電所（クリーンでんでん）



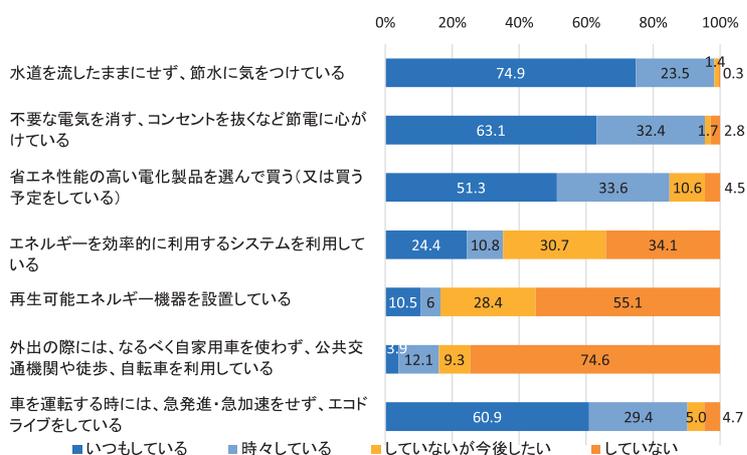
北杜サイト太陽光発電所

(3) 資源の有効かつ経済的な利用推進

市は、市民に対する再生可能エネルギーの導入支援や市民・事業者の省エネ活動の推進などを通じて、資源の有効かつ経済的な利用推進に取り組んでいます。

市役所本庁舎や支所、保育園などでは緑のカーテン推進事業を実施しており、来場者への緑のカーテンの取組を発信するとともに、収穫されたゴーヤなどを用いたエコクッキング講座を開催し、市民への取組の普及を図っています。

市民アンケート結果を見ると、節水、節電、エコドライブなど、日常活動で資源を有効利用する取組は実施率が高く、定着していることがわかります。今後は省エネ機器などの導入を通じてさらなる資源の有効利用を進める必要があります。

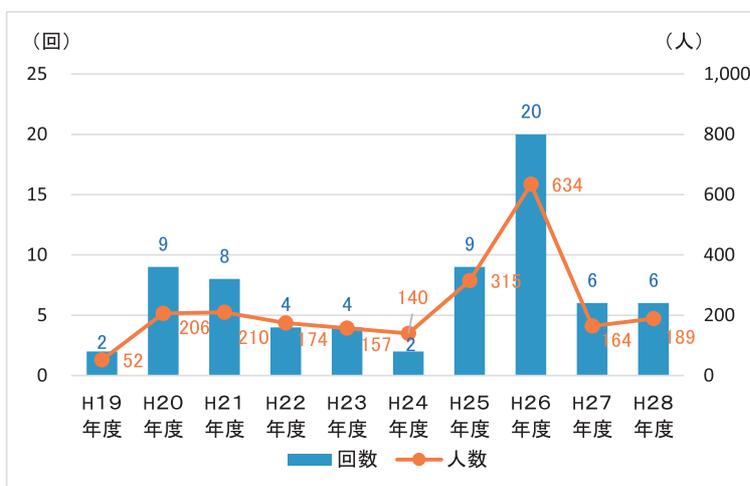


市民アンケート結果：環境配慮行動の実践状況

6 環境行政

市は、環境問題の正しい理解と意識を深め、環境保全や環境問題に自ら考え進んで取り組む人材の育成を目的として、環境学習プログラム集を作成し、市内小中学校や地域コミュニティなどを対象とした環境学習会を北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会の協力のもと、実施しています。

環境教育イベントとしては、小中学校環境学習プログラム体験事業や環境教育リーダー養成講座、親子エネルギー教室など、複数のメニューに取り組んでおり、子供から大人まで様々な年代を対象に環境教育へ取り組んでいます。



小中学校環境学習プログラム体験事業の実施回数及び参加人数の推移

資料：北杜市環境課



環境教育の様子

第3節 市民・事業者の環境に対する意識

1 アンケート調査結果の概要

■ 調査の目的

本市の環境に関する意識調査は、第2次北杜市環境基本計画の策定にあたり、市民・事業者の環境に対する考え方などを明らかにし、計画に市民・事業者の意向や視点を反映させるための基礎資料とすることを目的としています。

■ 調査対象

- ・ 市民意識調査・・・20歳以上の市民の中から無作為に選んだ1,000人
- ・ 事業者意識調査・・・市内の事業所から無作為に選んだ200事業所

■ 調査方法及び調査時期

- ・ 平成29年8月9日郵送、平成29年8月25日返信期日

■ 回収結果

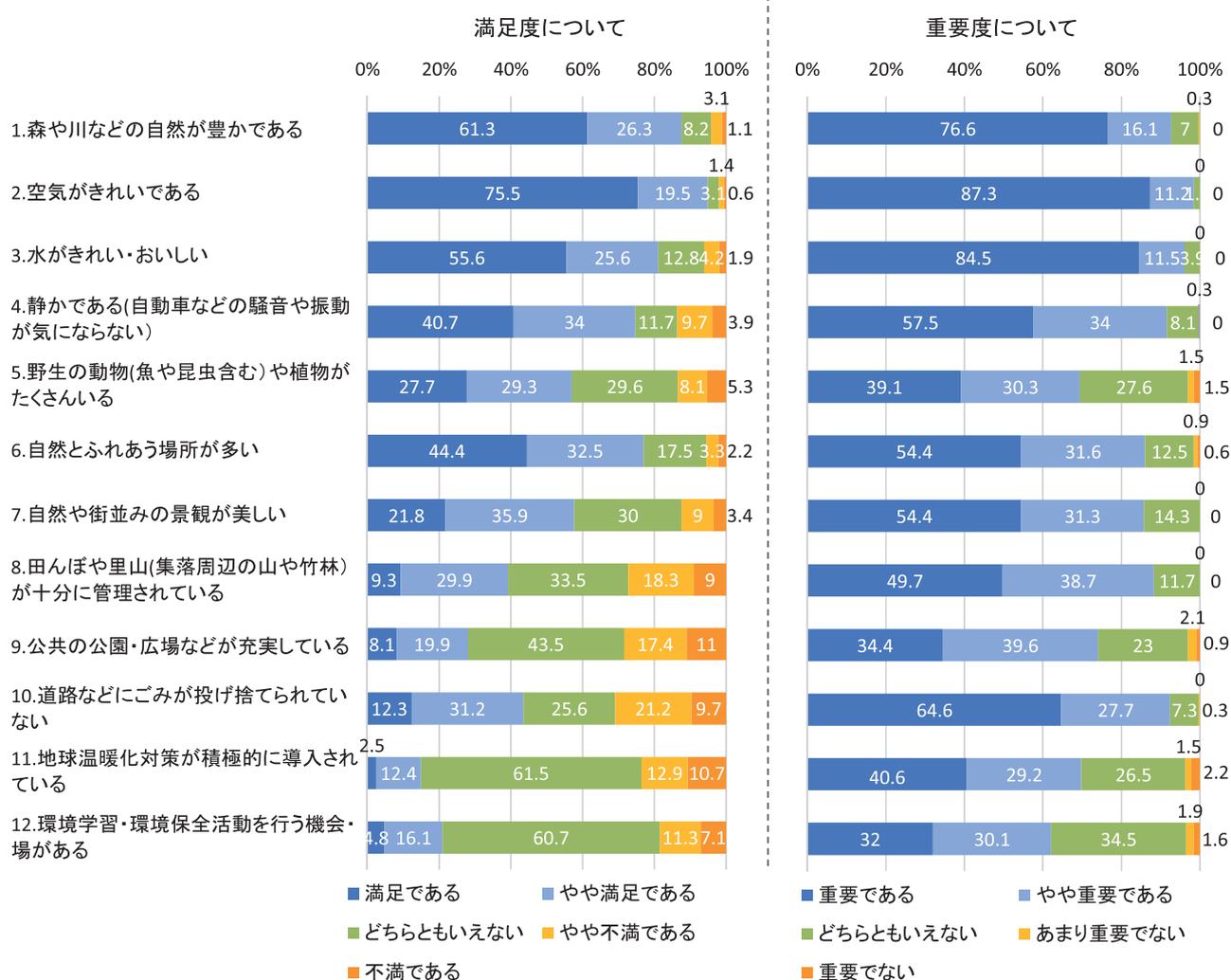
回収数及び回収率は以下のとおりです。

区分	市民	事業者
配布数	1,000人	200社
回収数	369人	79社
回収率	36.9%	39.5%

2 市民の環境に対する意識

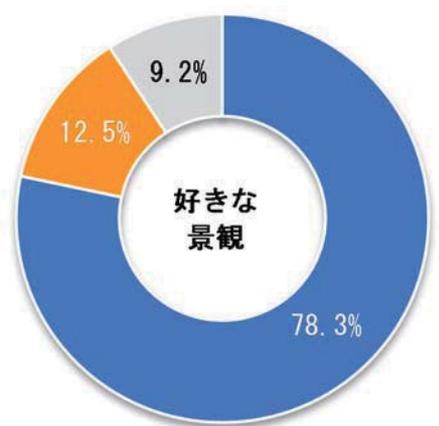
(1) 居住地域の環境について

- 本市の環境要素に対する満足度と重要度を聞いたところ、“森や川などの自然の豊かさ”“空気のきれいさ”“水のきれいさ・おいしさ”については、多くの市民が満足かつ重要と認識しています。“田んぼや里山の管理”“公園・広場などの充実度”“ごみの投げ捨てがないこと”については、多くの市民が重要であると認識している一方、市内の現状に対する満足度は比較的低くなっています。また、“地球温暖化対策の積極性”“環境学習・環境保全活動の機会”については、「どちらともいえない」が多く、市民がこれらの情報に触れる機会が少ないため判断できなかったと考えられます。

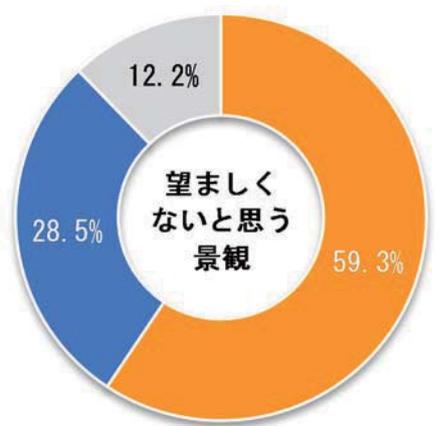


アンケート結果：本市の環境要素の満足度と重要度

- 居住地域で好きな景観があると回答した市民は全体の約8割を占めており、多くの市民が地域の景観を好意的に感じています。その反面、望ましくない景観があると回答した割合も6割を占めています。



■ ある
■ ない
■ 不明

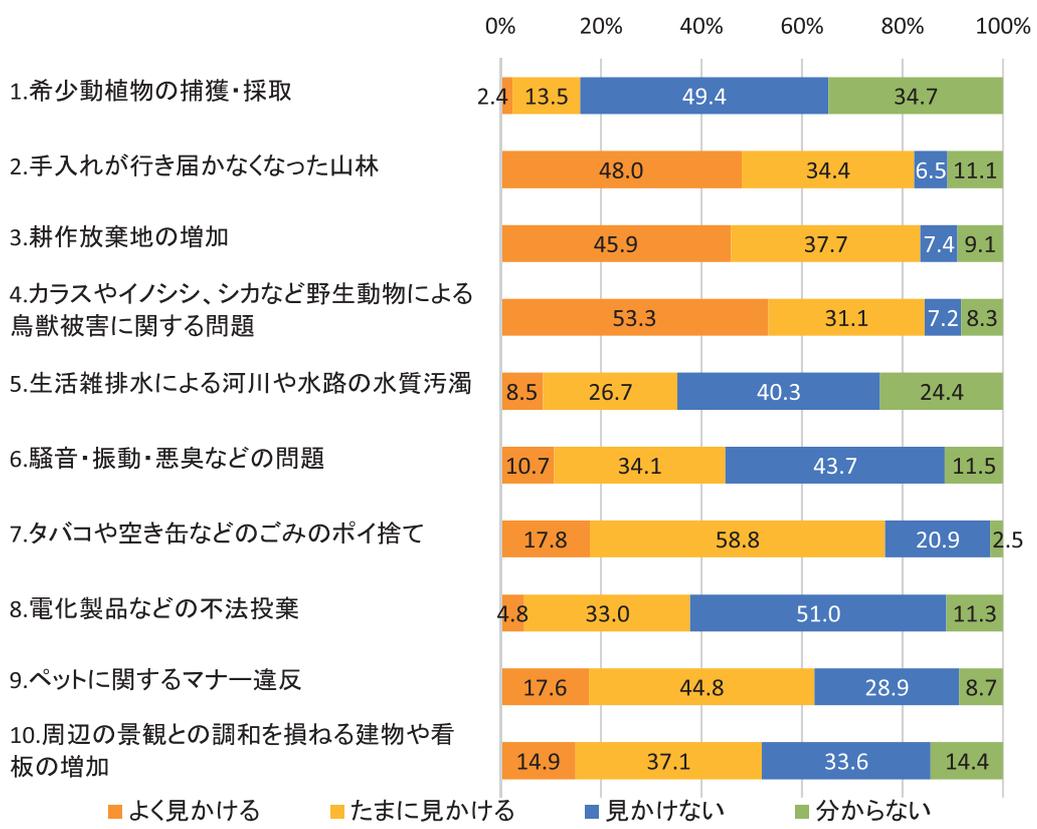


■ ある
■ ない
■ 不明

アンケート結果：居住地域に好きな景観があるか

アンケート結果：望ましくないと思う景観があるか

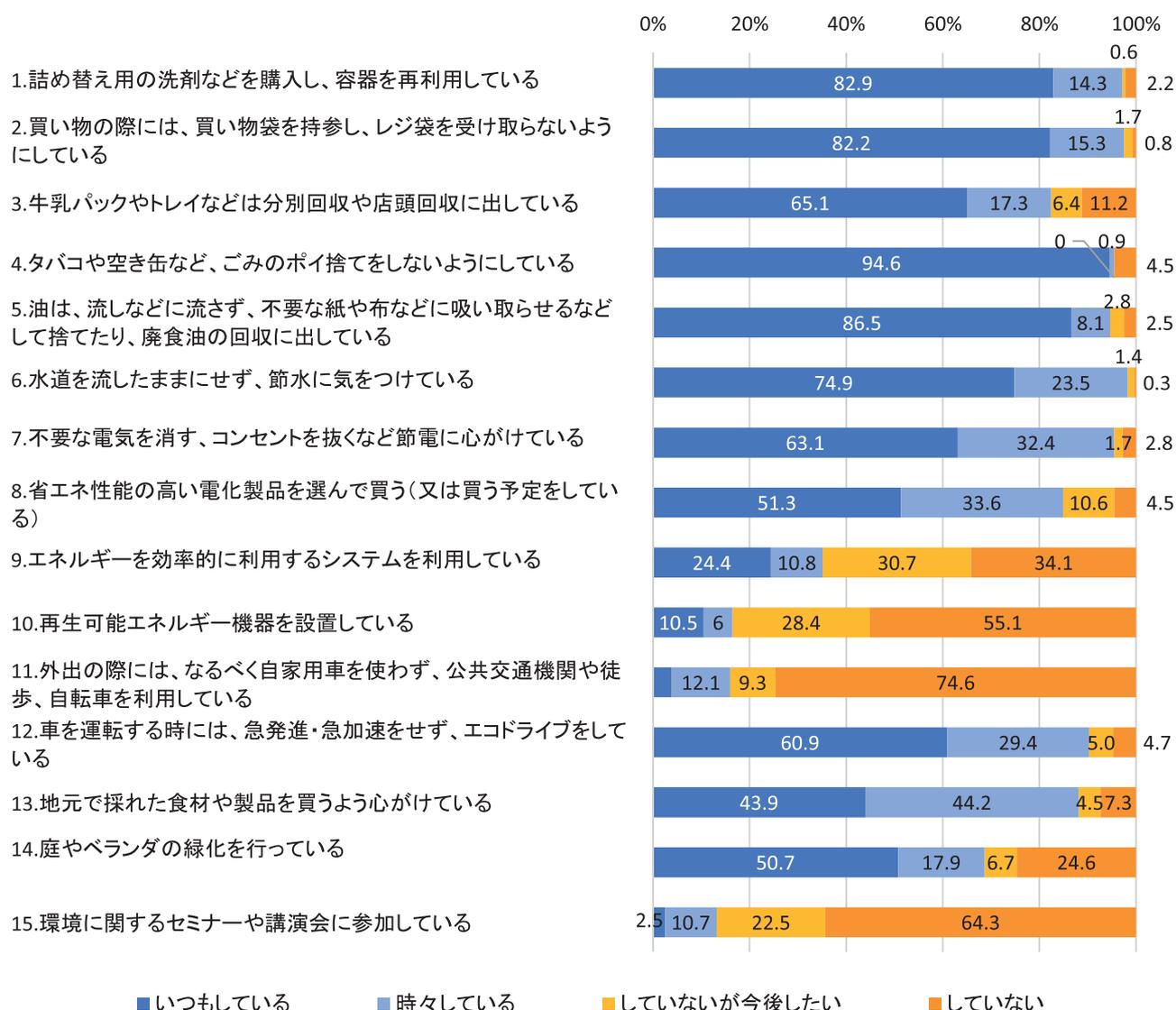
- 地域の環境面における課題としては、“手入れが行き届かなくなった山林” “耕作放棄地の増加” “野生動物による鳥獣害” “ごみのポイ捨て” が上位を占めています。



アンケート結果：地域の環境面における課題

(2) 環境保全に関する行動について

・ 環境保全に関する行動の状況について、“詰め替え製品の購入・容器の再利用”“買い物袋の持参”“ごみのポイ捨てをしない”“廃食油の適正処理”については8割以上の市民がいつも取り組んでおり、定着していることがわかります。“エネルギーを効率的に利用するシステムの導入”“再生可能エネルギーの導入”“セミナーや講演会への参加”については、取り組んでいる市民が少ない反面、今後してみたいという回答も多く、今後の取組拡大が期待できます。また、していないと回答した割合が最も高いのは“外出時の公共機関や徒歩・自転車の利用”となっています。



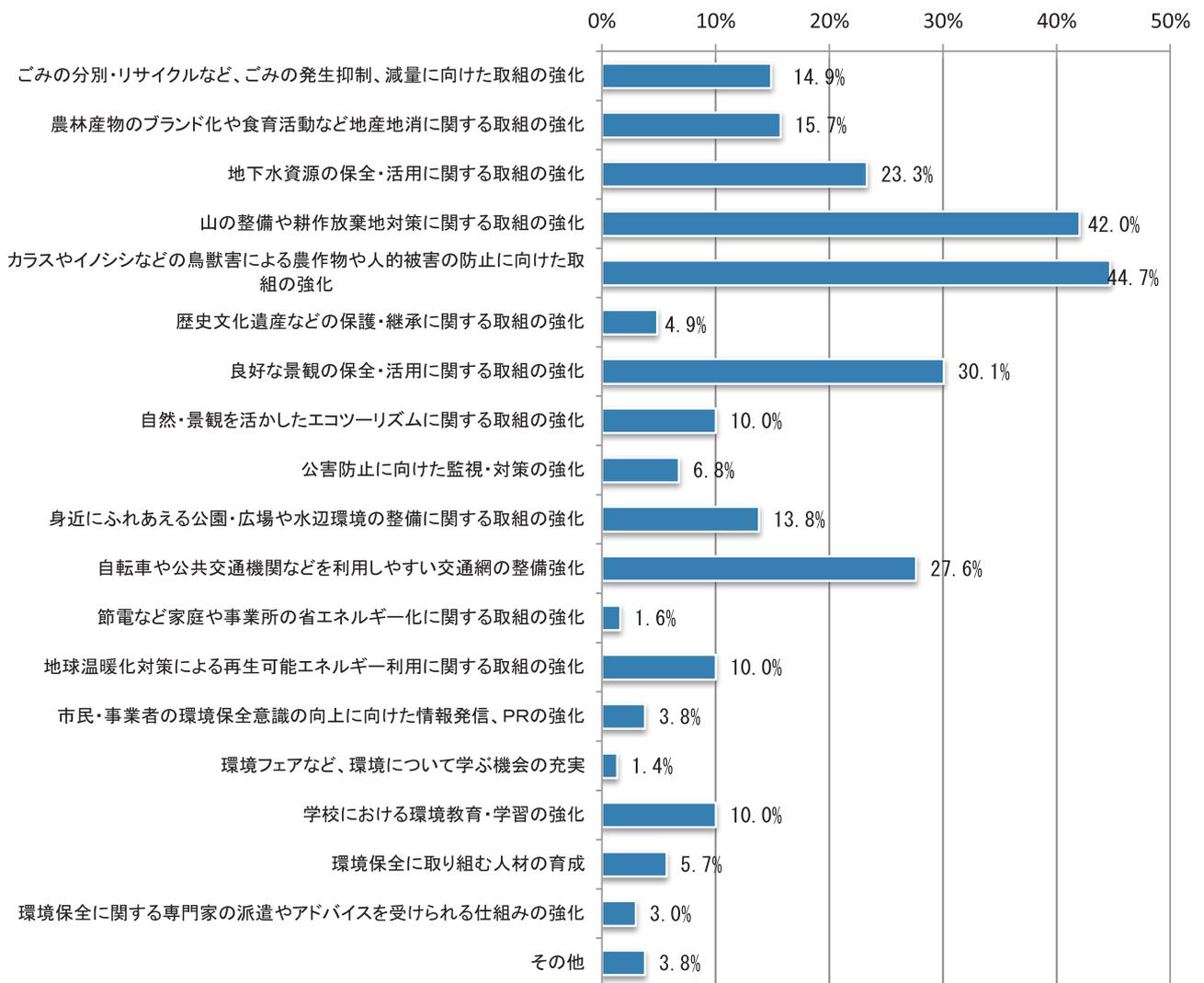
アンケート結果：環境保全に関する行動の実践状況

(3) 本市の環境を表すキーワード

- 本市の環境を表すキーワードとしては、最も多いのが“水がきれいでおいしいまち”（62%）、次いで“安全・安心に暮らせるまち”（57%）、“緑や生きものなど自然が豊かなまち”（55%）となっています。

(4) 本市の環境保全・対策について

- 本市が力を入れるべき取組で特に重要なものは、最も多いのが“カラスやイノシシなどの鳥獣害による農作物や人的被害の防止に向けた取組の強化”（45%）、次いで“山の整備や耕作放棄地対策に関する取組の強化”（42%）、“良好な景観の保全・活用に関する取組の強化”（30%）となっています。

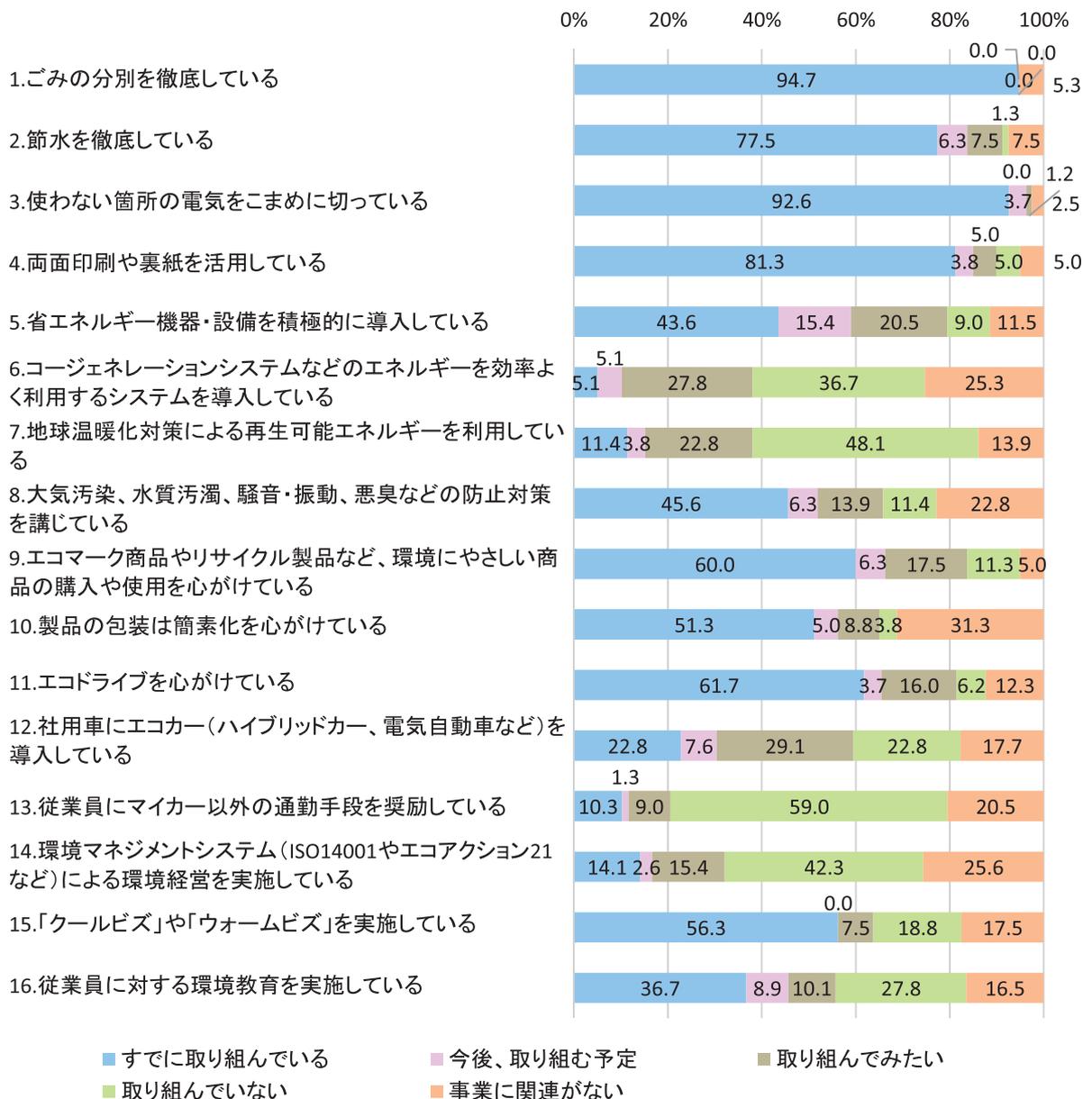


アンケート結果：市が力を入れるべき環境保全・対策

3 事業者の環境に対する意識

(1) 事業所における環境への取組

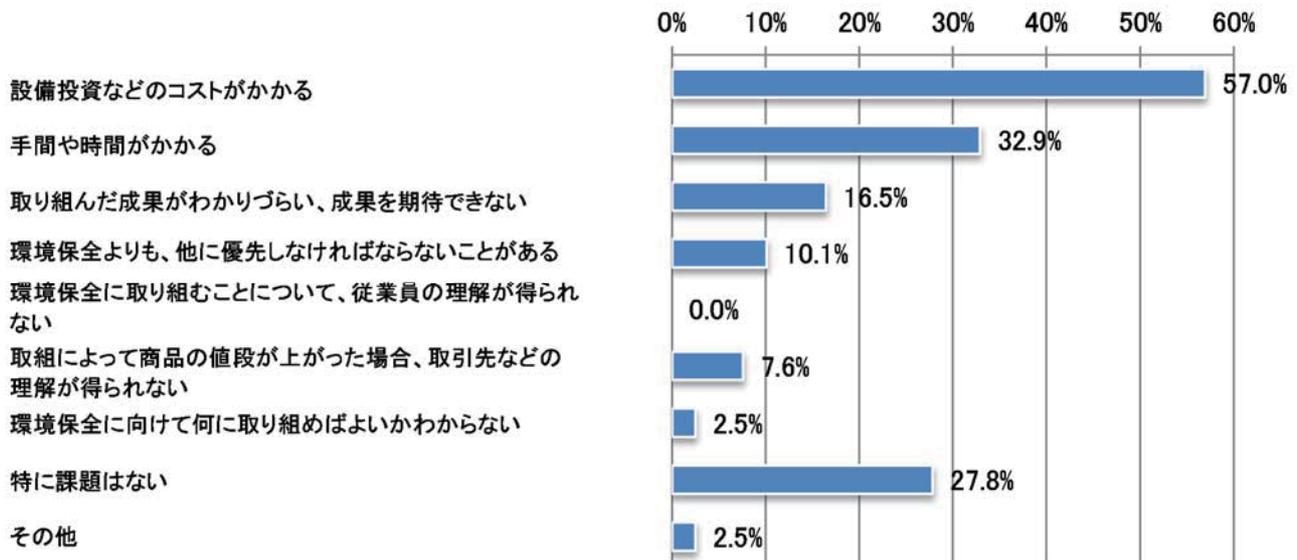
- “ごみの分別” “無駄な電気の消灯” “印刷用紙の裏面利用” については8割以上の事業所で取り組まれており、浸透していることがわかります。“コージェネレーションシステムなどのエネルギー効率の高いシステムの導入” “再生可能エネルギーの導入” は、取り組まれている割合が低い反面、取り組んでみたいの割合が高く、今後の導入に関心が高いことがわかります。“マイカー通勤以外の通勤手段の奨励” が最も低くなっています。
- 事業者による環境保全活動としては、植林や里山の保全活動、清掃活動への参加が多くなっています。



アンケート結果：環境保全に関する行動の実践状況

(2) 環境保全に対する考え方

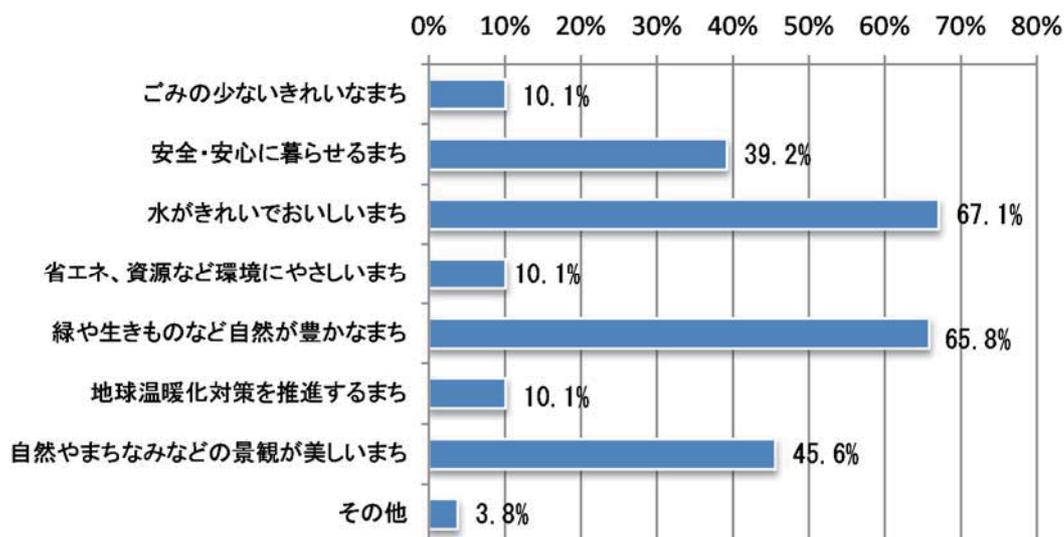
- 環境保全に取り組む上での課題は、“設備投資コスト”（57%）、“手間や時間”（33%）と回答した事業者が多い一方、“特に課題はない”（28%）と回答した事業者も多くなっています。



アンケート結果：環境保全に取り組む上での課題

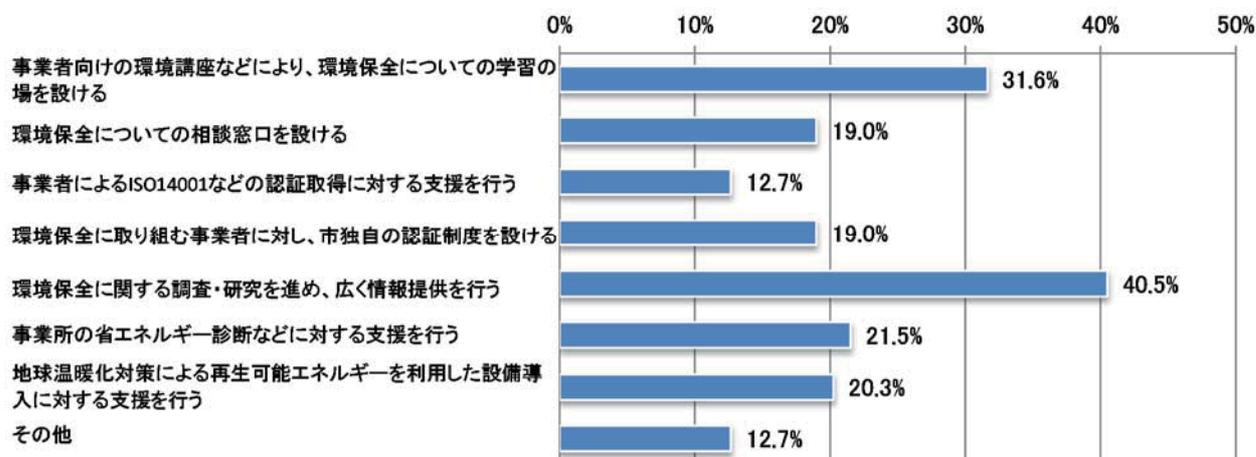
(3) 本市の環境保全・対策について

- 本市の環境を表すキーワードとしては、“水がきれいでおいしいまち”（67%）、“緑や生きものなど自然が豊かなまち”（66%）、“自然やまちなみなどの景観が美しいまち”（46%）となっています。



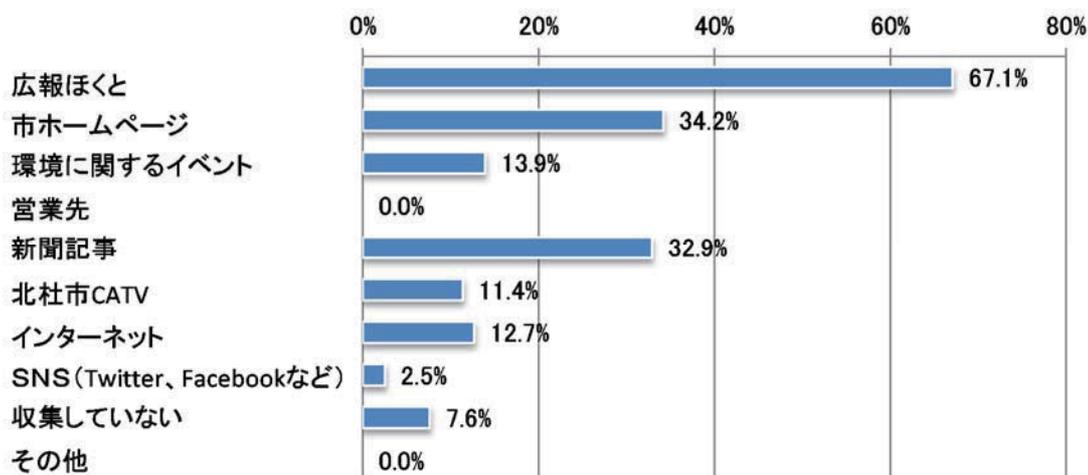
アンケート結果：本市の環境を表すキーワード

- ・ 事業者が市に期待する施策としては、“環境保全に関する情報提供”“環境講座などの学習”と回答した事業者が多くなっています。



アンケート結果：環境保全に取り組む上での課題

- ・ 市の環境についての情報提供ツールとしては“広報ほくと”“市のホームページ”が活用されていることがわかります。



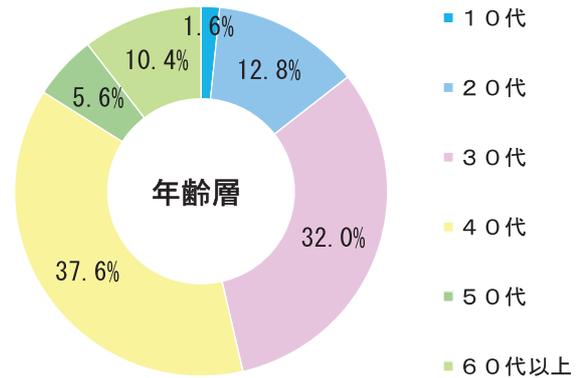
アンケート結果：環境情報の入手先

【子ども環境フェスタでのアンケート結果】

平成 29 年 11 月 25 日（土）に開催された子ども環境フェスタにおいて、来場した親世代を主な対象として、アンケート調査を行いました。

アンケートでは、本市の将来を担う子どもたちの環境教育に取り組む上で、どのようなテーマが重要だと考えるかなどについて聞きました。

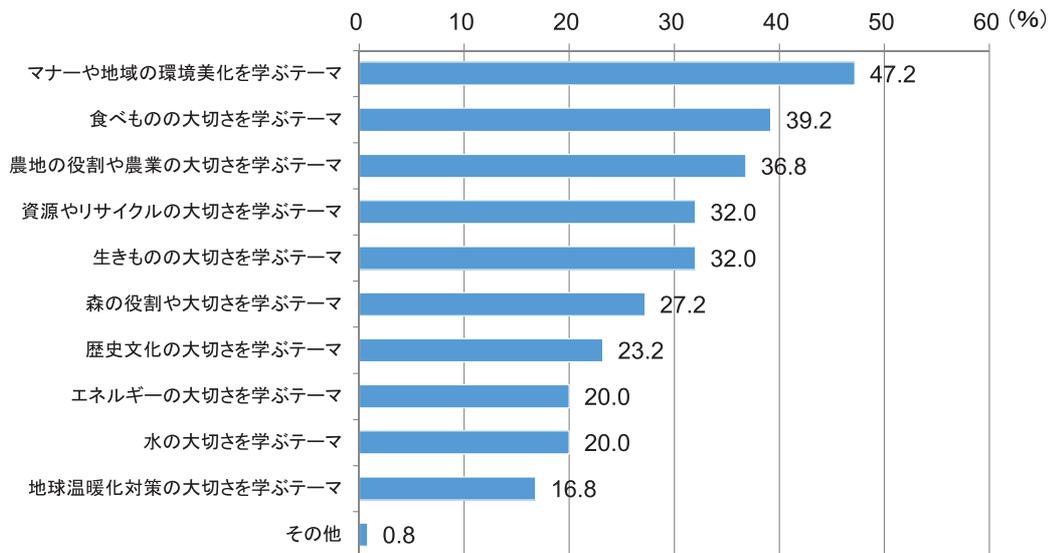
アンケートの回答者は、20 代から 40 代までの子育て世代が全体の 8 割を占めており、比較的小さな子を持つ親の意見がアンケートに反映されていると考えることができます。



アンケート結果：アンケート回答者の年齢層

子どもたちの環境学習において重要だと思うテーマについて聞いたところ、最も多かった意見が「マナーや地域の環境美化を学ぶ」となっており、次いで「食べものの大切さを学ぶ」「農地の役割や農業の大切さを学ぶ」となっています。また、環境学習を進める上で特に重要だと思う市の支援としては、「取組を行う場所・機会の提供」が最も多く、次いで「情報提供」「経済的支援」となっています。

この結果は、「第 6 章 重点テーマ」において活用しました。



アンケート結果：子どもたちの環境学習において重要だと思うテーマ（複数回答）



アンケート結果：子どもたちの環境学習を進める上で特に重要だと思う市の支援（複数回答）

第4節 これまでの取組状況について

第1次計画では、平成20年度から平成29年度までの10年間において、環境像“自然の恵みをあしたへつなぐ杜づくり”の実現に向けて基本方針5項目、基本施策21項目、施策93項目について取組を進めてきました。ここでは、庁内関係各課へのヒアリング調査に基づいて、各施策の取組実績を整理した結果から、第1次計画の実施状況を定量的に評価しました。

(1) 基本方針の取組状況

基本方針で見ると、「④地球環境」は掲げられている17項目全てに取り組んでおり、唯一実施率が100%となっています。反対に最も実施率が低い基本方針は「③生活環境」となっており、33項目が掲げられている中、14項目に取り組み、実施率が約42%でした。

(2) 基本施策の取組状況

全ての施策について見ると、93項目中60項目に取り組んでおり、実施率は約65%となっています。

基本施策で見ると、ほぼ実施した（実施率80%以上）施策は21項目中9項目（約43%）となっており、一方、あまり実施しなかった（実施率20%以下）施策は、21項目中4項目（約19%）となっています。

ほぼ実施した施策9項目については、いずれも取組を行ったことで目的が達成され、完了したわけではなく、良好な環境を維持するため、今後も継続的に取り組む必要があります。

あまり実施しなかった施策について、③生活環境の3項目（大気環境の保全、地盤沈下の監視、土壌汚染の現状と把握）は、現状において特に何か問題が発生している項目ではありませんが、今後も継続的に良好な環境を維持するため、施策への取組を通じて環境悪化の未然防止に努める必要があります。⑤環境行政（環境保全活動の推進）については、環境に関連する市民団体の育成や地域で行われている活動の連携・調整を進めるための施策であり、高齢化が今後更に進展する中、地域における取組主体の活動はより重要になると考えられるため、今後、取り組む必要があります。

(3) 取組状況の評価の考え方について

第1次計画では、計画の進捗状況の評価するための定量的な指標を設定していなかったため、施策の実施状況を実施率として数値化することで計画の進捗状況の評価を行いました。しかしながら、この方法では評価基準が実施の有無となり、“実施した実体”を評価に盛り込むことが難しく、本計画においては、実施した成果を評価するための指標を計画に盛り込むことが重要です。

第1次計画改訂版の施策実施状況

基本方針	基本施策		施策数		実施率
				実施施策数	
①ごみを減らし、資源を大切に する杜 (社会環境)	1	ごみの発生抑制	8	7	87.5%
	2	リサイクルの推進	9	4	44.4%
	3	不法投棄対策の推進	5	4	80.0%
	計		22	15	68.2%
②豊かな自然 を守る杜 (自然環境)	4	自然環境の保全	4	4	100.0%
	5	生物多様性の保全	5	2	40.0%
	6	未来に残せる景観の維持活動の推進	4	2	50.0%
計		13	8	61.5%	
③清らかな水 を大切に する杜 (生活環境)	7	悪臭対策の推進	3	2	66.7%
	8	化学物質の監視・測定	3	1	33.3%
	9	生活排水対策の推進	7	5	71.4%
	10	騒音・振動対策の推進	5	2	40.0%
	11	大気環境の保全	5	1	20.0%
	12	地下水の保全	1	1	100.0%
	13	地盤沈下の監視	1	0	0.0%
	14	土壌汚染の現状と把握	3	0	0.0%
15	排出ガス低減活動の推進	5	2	40.0%	
計		33	14	42.4%	
④地球環境保 全に貢献する 杜 (地球環境)	16	再生可能エネルギーの利用促進	7	7	100.0%
	17	資源の有効かつ経済的な利用推進	4	4	100.0%
	18	低炭素型社会のまちづくり	6	6	100.0%
計		17	17	100.0%	
⑤つなぐ将来を 大切に する杜 (環境行政)	19	環境教育の推進	3	3	100.0%
	20	自然保護意識の向上	3	3	100.0%
	21	環境保全活動の推進	2	0	0.0%
計		8	6	75.0%	
合計		93	60	64.5%	

■ ほぼ実施した（実施率 80%以上）

■ あまり実施しなかった（実施率 20%以下）

第5節 現状における課題

(1) ごみを減らし、資源を大切にす杜（社会環境）

第1次計画改訂版 の「主な取組」	課 題
ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生するごみの量は概ね横ばいですが、発生量の7割を占める可燃物については増加していることから、4Rの取組を通じて可燃物の排出削減を一層進める必要があります。 ごみの排出方法が旧町村単位で異なっているため、今後、効率的な収集方策の検討も含め、市内で排出方法を統一する必要があります。 今後、高齢化の更なる進展が予想される中、各家庭におけるごみ出しや地域美化活動などへの協力が困難な市民が多くなることが予想され、対応が必要です。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの推進に向けて、分別マニュアルを配布することで市民のごみ分別意識を更に高める必要があります。 資源物の排出方法が旧町村単位で異なっているため、今後、効率的な収集方策の検討も含めて市内で排出方法を統一する必要があります。
不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄対策として、市民によるボランティア不法投棄連絡員の協力による不法投棄対策の見回りを行っており、今後も継続的に取組を進める必要があります。

(2) 豊かな自然を守る杜（自然環境）

第1次計画改訂版 の「主な取組」	課 題
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事に際しては自然環境に配慮した工法を採用するなど、環境保全に努めており、今後も継続的に取り組む必要があります。 市内には秩父多摩甲斐国立公園をはじめ、国や県が指定している自然公園などが4か所あり、これらの優れた自然環境や自然景観をこれからも継続的に保全する必要があります。
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプスユネスコエコパークに登録されたことを受け、生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた取組を地域連絡会が中心となって進めていますが、十分に市民への浸透が図れていないため、更なる普及が必要です。 耕作放棄地の増加など生きものの生息環境の悪化や、アレチウリの繁茂といった外来生物による影響など、身近な環境における生物多様性の損失が懸念されていることから、対策が必要です。 環境配慮型農業への取組を通じて、環境に配慮した農作物の作付けを進めていますが、担い手不足等の課題から大規模な作付けが困難であり、安定した供給が可能な品目の栽培を行うなど、環境面と経済面の両立に向けた検討が必要です。 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣による農林業への被害が問題となっており、さらに近年は、シカ・イノシシなどの電気柵では対策が困難な小動物（ハクビシン、タヌキなど）への対策が必要です。 ヤマネなどの希少動物や自然植生の保全対策や外来生物対策に取り組むとともに、生物多様性に対する意識啓発や計画的な保全に取り組む必要があります。
未来に残せる景観の維持活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 北杜24景をはじめとした、市内の良好な自然景観を今後も維持するとともに、自立型太陽光発電設備や屋外広告物などの設置に際しては、良好な景観を阻害する恐れがあるため、景観とのバランスに配慮する必要があります。 一部地域では、地域が主体となって、農用地や水路などの農村景観を構成する地

域資源の保全活動や農村コミュニティの強化などについて取り組んでおり、今後も他地域に拡大し、更なる良好な景観の維持を進める必要があります。

(3) 清らかな水を大切にす杜（生活環境）

第1次計画改訂版 の「主な取組」	課 題
生活・事業所 排水対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内河川において継続的に水質調査が行われており、良好な水質が維持されていることから、今後も市民、事業者の協力のもと、生活排水対策や河川清掃などの美化活動に取り組み、河川水質の維持に努める必要があります。
地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> 北杜市地下水採取の適正化に関する条例に基づいて地下水の自然かん養と保全、適正な利用に努めており、今後も継続的な保全を図るとともに、市民に地下水への関心を高めてもらうための啓発活動に取り組む必要があります。 名水百選に選定されている八ヶ岳南麓高原湧水群をはじめとして、本市に多数見られる湧水をこれからも維持管理などに努め、守っていく必要があります。
大気環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> 市内には大気環境測定局がありませんが、近隣における測定結果では光化学オキシダントを除いて良好な状態となっており、引き続き対応が必要です。
その他の問題	<ul style="list-style-type: none"> 近年、少子高齢化の進展や若年層の人口流出などの影響に伴い、市内においても耕作放棄地や宅地における空き家や空き地が増加しており、人口流出の抑制について検討する必要があります。

(4) 地球環境保全に貢献する杜（地球環境）

第1次計画改訂版 の「主な取組」	課 題
低炭素型社会 のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や事業活動での環境配慮の取組を通じて温室効果ガスの排出削減が進められており、今後も更なる削減に向けて継続的な取組が必要です。
再生可能 エネルギーの 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 恵まれた地域特性を活かして再生可能エネルギー発電設備が積極的に導入されており、今後も景観や生態系など周辺環境への影響、経済性などを十分に考慮した上で、導入を図っていく必要があります。 北杜サイト太陽光発電所をはじめ、導入後時間が経過した設備は、今後維持管理費の増大が予想されることから、適正な管理を通じて維持費の低減、長期使用に努める必要があります。
資源の有効かつ 経済的な利用 促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした再生可能エネルギー設備設置費補助金事業を通じて、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）などエネルギー効率の高い設備機器の普及、資源の有効利用に努めており、今後も推進する必要があります。

(5) つなぐ将来を大切にす杜（環境行政）

第1次計画改訂版 の「主な取組」	課 題
環境教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育については学校や地域において取り組まれており、今後も事業の周知拡大や事業の理解度を高め、さらなる推進を図る必要があります。
自然保護意識 の向上	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプスユネスコエコパークの普及に関連する活動や教育ファーム事業などの取組を通じて、市民が市の環境について意識を持ち、自然と触れ合う機会を提供しており、今後も継続していく必要があります。
環境保全活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会の協力のもと、環境学習プログラムを推進しており、今後も学校と連携して継続的に取り組む必要があります。また、地域における環境団体の育成、連携を進める必要があります。

第3章 計画のめざすところ

第1節 環境像

第1次計画では環境像を「自然の恵みをあしたへつなぐ杜づくり」とし、この実現に向けて取り組んできました。本計画では、第1次計画の計画期間が終了したことを受け、新たな環境像を以下のとおり設定します。

■ 環境像設定にあたっての考え方

本市は、八ヶ岳連峰や南アルプス、秩父山地をはじめとする山々に囲まれ市内の約8割を森林が占める自然豊かな地域であり、これらの自然に育まれた名水や清流、空気をはじめ、その地理的特性から全国有数の優れた景観を形成しているほか、多くの歴史資源を有しています。これらは、古くから受け継がれてきた大切な地域の宝（資源）であり、市民の誇りとしてこれからも守り、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

また、第2次北杜市総合計画では、まちづくりの基本コンセプト（将来像）を「人と自然と文化が躍動する 環境創造都市」としています。これは、“人”“自然”“文化”をキーワードに掲げており、自然やこれによって育まれた文化、人のつながりを大切にすることにつながります。

本計画における環境像は、本市が10年後（平成39年度）に目指す環境の姿であり、本計画で示している様々な取組を通じてその実現を図ります。このため、本計画における環境像は、豊かな自然や清らかな水、景観や歴史資源といった地域の資源、市民が健康で幸せに暮らせる地域社会をこれからも私たち自らの手で守るとともに、未来の子どもたちに私たちが伝えることを目指し、次のように設定します。

環 境 像

明日へつなげる みどり香る杜 健幸ほくと

本市には八ヶ岳連峰や南アルプス、秩父山地をはじめとする山々の豊かな自然環境、きれいな河川や大気などの良好な生活環境、優れた景観などの地域資源、市民が健康で幸せに暮らせる地域社会といった、恵まれた環境特性（みどり香る杜（もり））があります。私たちは、この“みどり香る杜”を自らの手で守り、未来の子どもたちへ受け継いでいきます。

※健幸

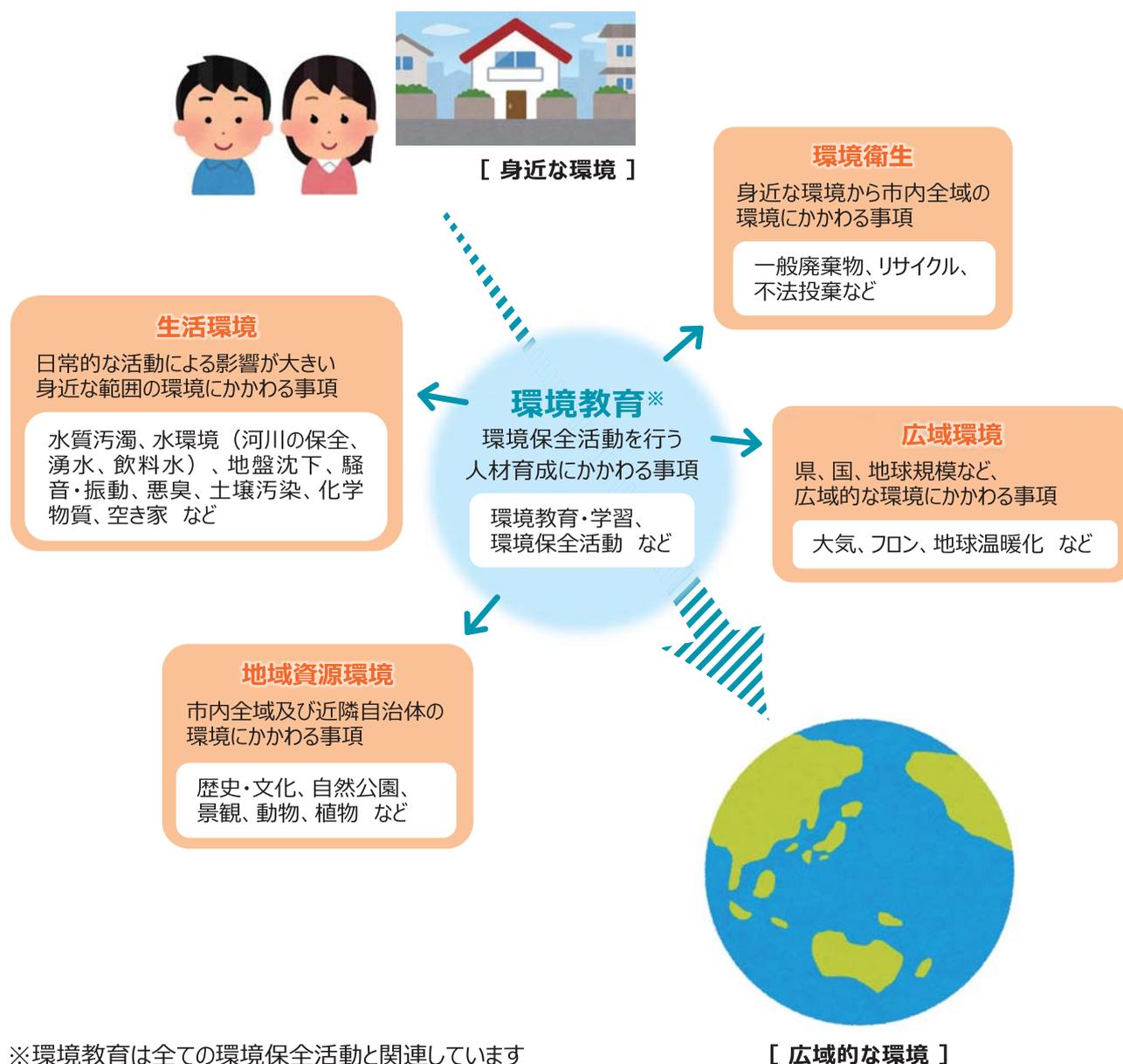
本市では、豊かな自然環境とそこで育まれた安全で安心な特産品、豊富な人材や文化を北杜市のお宝として最大限活用し、健康で幸せに暮らせるまち「お宝いっぱい 健幸北杜宣言」を行いました。（平成30年1月23日）この宣言をもとに、「健幸」とは、健康で幸せに暮らせるという意味合いで用いています。

第2節 環境像実現に向けた基本方針

1 施策区分の考え方

本計画における施策区分は、環境に働きかけを行う私たちからの距離感で整理しています。

具体的には、騒音や悪臭といった身近な範囲での活動に関連する環境（生活環境）、一般廃棄物といった市内全域に関連する環境（環境衛生）、景観など市内だけでなく近隣自治体も関連する環境（地域資源環境）、県や国、地球規模など広域的に関連する環境（広域環境）に捉えています。また、環境保全の取組を進める上で重要であり、全ての環境保全活動とかわりを持つ環境教育についても施策区分の対象とします。



※環境教育は全ての環境保全活動と関連しています

2 基本方針の設定

前述の環境区分を踏まえ、環境像の実現に向けた施策の基本方針を次のとおり設定します。

▶基本方針1 快適で暮らしやすい、潤いの杜（生活環境）

本市は、良好な河川の水質が維持されているとともに、市内に多数存在する湧水が市民の手によって大切に守られています。また、騒音・振動、悪臭といった面においても概ね良好な状態が保たれています。これは、市民や事業者が日常生活や事業活動において環境への配慮を意識しており、環境保全に取り組んでいる証です。その一方で、空き家や住宅地内の空き地の増加など、従来の公害とは異なる新たな課題が生じており、これらへの対応が必要です。

このように、これからも本市の快適な生活環境を維持するとともに、新たな課題に対応していくことで、住む人に潤いを与えることができるまちを目指します。

▶基本方針2 ごみを減らし、資源を大切にする杜（環境衛生）

市民・事業者による環境配慮行動では、ごみの減量化や分別の取組が日常にある程度浸透していることがわかります。市民一人1日あたりのごみの発生量やリサイクル率について見ても、県内他市町村と比較して良好であり、市民の協力による成果が表れていると考えられます。今後、さらなる取組の推進を通じて、循環型社会の形成、低炭素社会の構築を進めていく必要があります。また、今後、少子高齢化が進展していく中、高齢化社会に対応した施策への取組が必要となります。

このように、少子高齢化の進展を見据え、廃棄物の減量化、リサイクルの取組を更に進めることで、ごみを減らし、資源を大切にするまちを目指します。

▶基本方針3 地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜（地域資源環境）

本市は、周囲を山岳地域に囲まれるとともに、そこに広がる山麓エリア、大小の河川と変化のある大地の構造を土台に、優れた眺望や自然を有しています。さらに、これらの自然に根ざした、世界かんがい施設遺産である六ヶ村堰疎水、武田信玄によって開かれた棒道など多くの歴史資源が残されています。また、自然環境は多くの生物の生息場所として生物多様性を育むとともに、私たちの生活に潤いや自然の恩恵を与えてくれます。その一方で、私たちの生活の変化に伴う里地里山の荒廃や野生動物による農作物への被害などが課題になっており、対応が必要です。

このように、本市の優れた自然環境をはじめとする地域資源を守るとともに、生活の変化に伴う課題にも対応することで、未来の世代へつなぐまちを目指します。

▶基本方針4 地球環境保全に貢献する杜（広域環境）

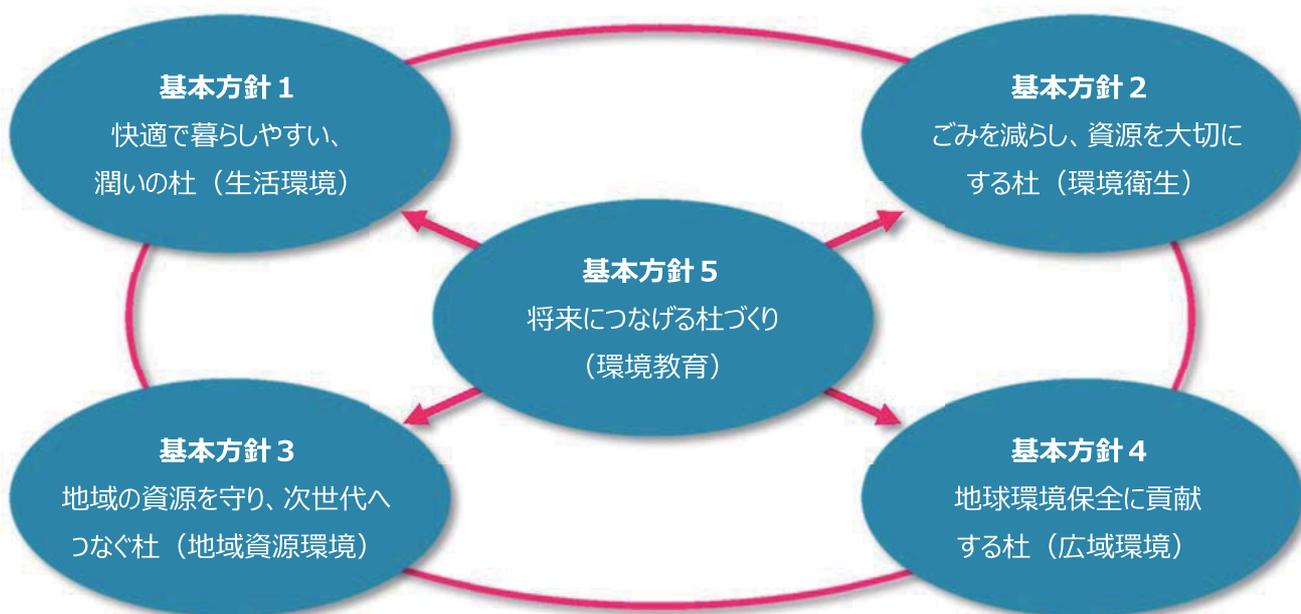
暮らしに伴う環境への負荷の影響は、私たちの身の回りや市内の環境だけにとどまりません。化石燃料を起源とするエネルギーの使用に伴って発生する温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化を招き、気候の変動やこれに伴う水害などの災害の増加、農作物への被害、疫病の拡大などが懸念され、これは世界全体での最重要課題の一つとなっています。また、自動車の走行などに伴って発生する大気汚染物質については、市内外からでも風に乗って市内に流入します。

このように、環境保全の対象を市内に限らず広域で捉え、積極的に取組を進めることで、地球環境保全に貢献するまちを目指します。

▶基本方針5 将来につなげる杜づくり（環境教育）

環境保全の取組を進めるには、取組に参画する人材の育成が重要です。本市においては、環境問題の正しい理解と意識を深め、環境の保全や問題に自ら考え進んで取り組む人材の育成を目的として、環境学習プログラム集を作成し、市内小中学校や地域コミュニティなどを対象とした環境教育に取り組んでいます。また、親子エネルギー教室をはじめとした参加型の環境保全イベントについても取り組んでいます。

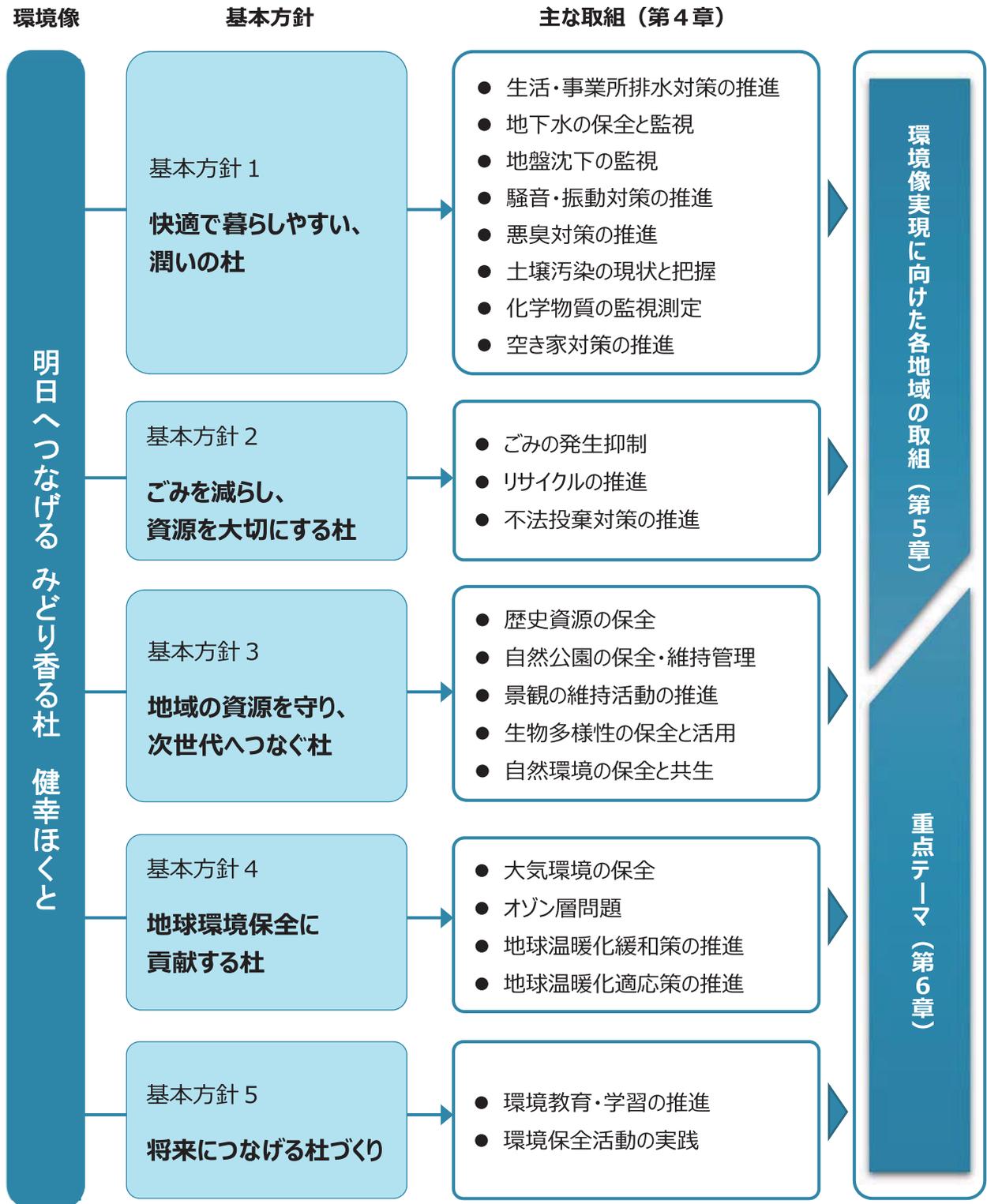
このように、今後は、これらの取組を基礎として、更に取組の発展に努め、本市の環境を未来につなげることができる人を育てるための充実した環境教育を行うまちを目指します。



基本方針のつながりのイメージ

3 施策の体系

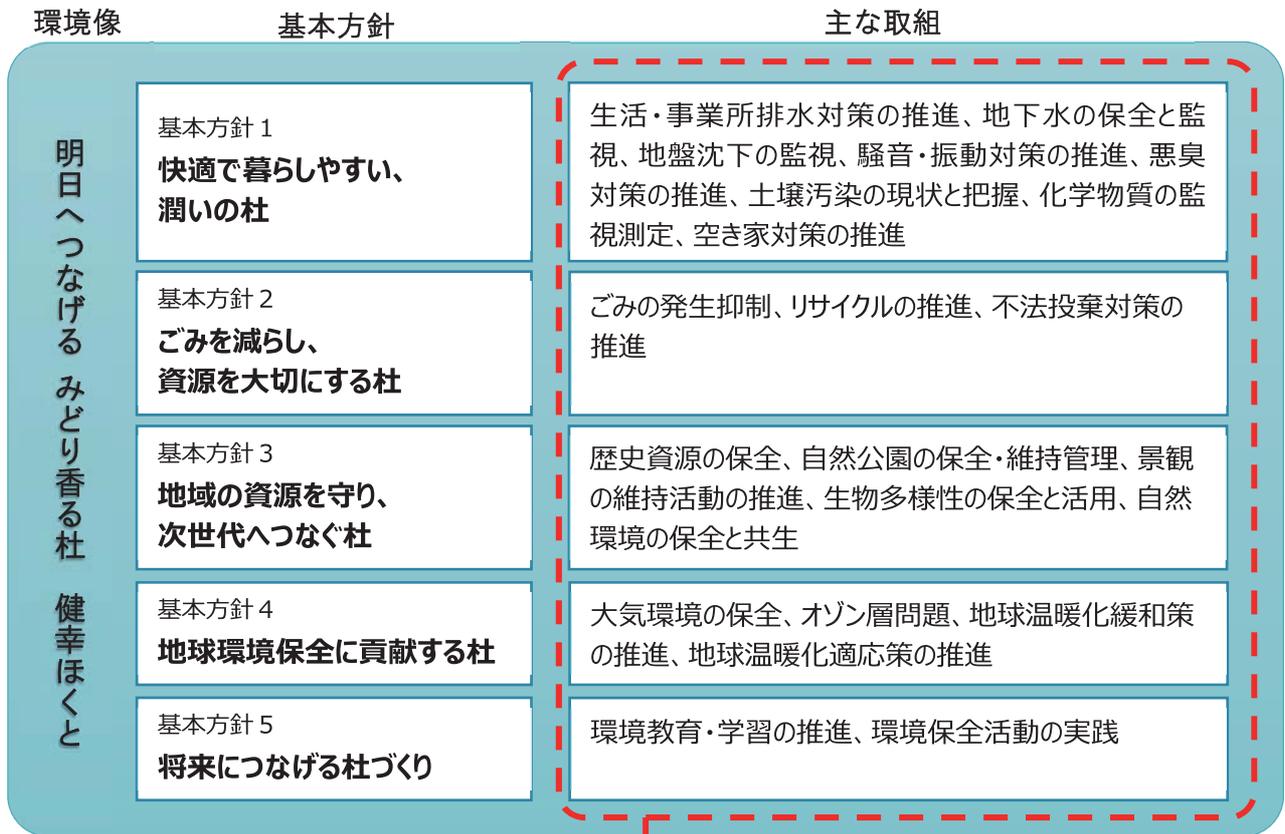
本計画の環境像実現に向けた施策の体系は下に示すとおりです。基本方針別に整理した「主な取組」（第4章）及び、主な取組に基づいて地域での取組をまとめた「環境像実現に向けた各地域の取組」（第5章）、重点的に進める取組をまとめた「重点テーマ」（第6章）から成ります。



第4章 環境像実現に向けた基本方針別の取組

ここでは、本計画が掲げる環境像、5つの基本方針、22の主な取組の実現に向けて、総合的かつ計画的に進めていく環境の保全及び創造に関する取組などを体系的に示しています。

また、基本方針別に、その実現を図っていくための目標や施策、市民・事業者の環境配慮指針などを示しています。



第4章

●基本方針1から5 (p40~49)の構成

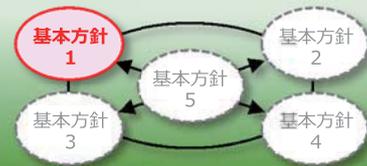
市が取り組むべき施策を示しています。



基本方針の進み具合を評価するための指標です。
目標を設定する「**数値目標**」と数値の推移を把握する「**数値指標**」があります。

市民と事業者が取り組むべき環境配慮指針を示しています。

基本方針 1 快適で暮らしやすい、潤いの杜



▼市が実施する施策

生活・事業所排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの水質の保全推進 ・市内河川の水質調査の継続と公表 ・清らかな水資源の保全・活用 ・浄化槽の使用法の啓発や保守点検・清掃・検査などの維持管理の推進 ・適切な施肥管理推進に向けた普及・啓発 ・生活排水処理基本計画の見直し ・関連機関と連携しながら生活排水を適正に処理する体制の強化
地下水の保全と監視	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水保全に向けた対策会議の開催
地盤沈下の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下未然防止に向け、必要に応じ、地下水の調査などの検討
騒音・振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音・振動の低減 ・市内の騒音・振動の現状把握 ・静穏で良好な環境の維持 ・建設工事における騒音・振動に配慮した機械・工法の普及・啓発 ・工事・事業場における騒音・振動対策の普及・啓発
悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料や農薬、畜産における臭いの発生・拡散防止に向けた指導 ・野焼き防止に向けた普及啓発活動や監視活動の強化 ・悪臭防止に向けた事業者などへの指導
土壌汚染の現状と把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の土壌汚染の現状の把握 ・土壌汚染につながる廃棄物の不法投棄の未然防止 ・農薬、化学物質等による土壌汚染の未然防止
化学物質の監視測定	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のダイオキシン類調査の継続 ・有害化学物質による汚染の現状と把握 ・化学物質の適正使用の周知徹底
空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の推進



基本方針 1 の進捗を管理するための目標及び指標

▼数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
市内河川調査か所におけるCOD値が 2 mg/L 以下の割合	71.2 % (H28)	80.0 % (H39)
水洗化率	78.9 % (H28)	88.8 % (H37)

▼数値指標

項目名	現状（年度）
公害苦情処理件数	2 件 (H28)
空き家バンク新規登録件数	年間 35 件 (H28)

▼市民・事業者の配慮指針

市民

【生活排水対策の推進】

過度な洗剤の使用など生活雑排水による水質負荷を低減し、下水道への加入、合併浄化槽の設置・適正管理に努めましょう。また、河川や道路側溝などの美化活動に参加しましょう。

【地下水の保全と監視・地盤沈下の監視】

農薬などの過度な利用による地下浸透汚染に注意しましょう。

【騒音・振動対策の推進】

自動車騒音や日常生活から出る音（テレビ・ラジオなど）に十分注意し、近隣住民へ配慮しましょう。

【悪臭対策の推進】

農薬・肥料の適正利用、鶏舎等の適正管理を心がけるとともに、近隣住民が不快と感じる悪臭が発生しないように注意しましょう。また、野焼きによるごみの焼却処分はやめましょう。

【土壌汚染の現状と把握】

肥料や農薬を使用する際は周辺への影響に配慮し、適正に使用しましょう。また、余った農薬や廃油、溶剤などは適正に処分しましょう。

【化学物質の監視測定】

化学物質に関する情報に関心を持つとともに、農薬・化学肥料・殺虫剤・塗料の適正使用を心がけましょう。

【空き家対策の推進】

持ち家がやむを得ず空き家となる場合には適切な管理を行いましょう。

事業者

【事業所排水対策の推進】

事業所排水などに関する法令の遵守、合併浄化槽の設置・適正管理に努め水質汚濁防止法を遵守しましょう。また、河川や道路側溝清掃などの美化活動に参加・協力しましょう。

【地下水の保全と監視・地盤沈下の監視】

農薬などの過度な利用による地下浸透汚染や薬品、家畜のふん尿の流出による河川水の汚染を防止しましょう。また、地下水位や水質などの監視に努めましょう。

【騒音・振動対策の推進】

事業活動から発生する騒音及び振動については、関連法令を遵守するとともに必要に応じて低減対策などを行いましょう。

【悪臭対策の推進】

事業所などから排出される臭気は規制基準を遵守し、農薬・肥料は適正利用を心がけ、野焼きによるごみの焼却を行わないなど、近隣住民が不快と感じる悪臭の発生に注意しましょう。

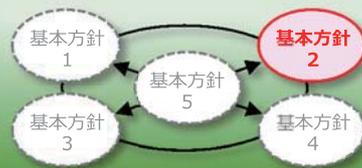
【土壌汚染の現状と把握】

肥料や農薬は周辺への影響に配慮し、適正に使用しましょう。また、事業所排水や廃棄物の適正処分を行いましょう。

【化学物質の監視測定】

P R T R法に基づき化学物質を適正管理するとともに、化学物質情報などを発信し周辺住民とのリスクコミュニケーションに努めましょう。

基本方針 2 ごみを減らし、資源を大切に作る



▼市が実施する施策

ごみの発生抑制	・ごみ減量化促進計画の推進
	・市内ごみ排出方法の検討
	・一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正処理
	・資源回収活動の支援
	・市民・事業者に対するごみ発生抑制に向けた情報提供・意識啓発
	・マイバッグ運動の促進
リサイクルの推進	・ごみ減量化促進計画の推進
	・ごみ排出抑制・資源化計画の策定や啓発活動の推進
	・リサイクル拠点施設（リサイクルプラザ）の活用
	・資源化率向上に向けた施策の検討
	・再生品の率優先的利用
	・公共工事における再生材の利用推進
	・リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供
	・市民・事業者に対する情報提供及び意識啓発
	・不用品交換のための情報交換システムの構築
	・不法投棄対策の推進
・不法投棄監視体制の見直し	
・不法投棄が確認された場合の早急な対策実施	
・適正処理困難物の適正な処理	
・不法投棄された廃棄物の処理検討	
・空き缶や吸い殻などのポイ捨て禁止の指導	



基本方針 2 の進捗を管理するための目標及び指標

▼数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
一般廃棄物総排出量（可燃、不燃、粗大、資源物、有害ごみ、事業系ごみ含む）	14,291 t/年（H28）	11,452 t/年（H33）
事業系一般廃棄物排出量	5,014 t/年（H28）	3,638 t/年（H33）
再生利用率（資源物排出量）	19.77 %（H28） （2,825 t/年）	36.53 %（H33） （4,183 t/年）

▼数値指標

項目名	現状（年度）
不法投棄物撤去量	7.71 t（H28）

▼市民・事業者の配慮指針

市民

【ごみの発生抑制】

今あるものを大切に長く使うとともに、いらなくなったものを融通するなど、まだ使えるものの有効利用に努めましょう。また、不要なものを購入しない、マイバックの持参による不要なレジ袋を受け取らない、生ごみの水切りを行うなど、家庭ごみを減らす工夫をしましょう。食料品は必要な量を購入する、食べ残しを少なくするなど、食べ物の無駄をなくすように努めましょう。

【リサイクルの推進】

ごみ・資源物分別マニュアルに基づき適正に分別する、地域でのリサイクル活動に積極的に参加するなど、資源回収に協力しましょう。また、再資源化や再生利用しやすい製品、エコマークなど環境配慮ラベルが付いた環境配慮型商品を購入しましょう。

【不法投棄対策の推進】

家庭ごみは、市のルールに従って正しく分別するとともに、不要な家電やパソコンなどは法に定められた手続きに則って、適正に処分しましょう。また、不法投棄の監視に協力し、不法投棄を発見した時には、直ちに市の関係部署に連絡しましょう。

事業者

【ごみの発生抑制】

過剰包装や不要なレジ袋の配布はやめましょう。オフィスにおけるペーパーレス化に努めましょう。ごみ減量計画書などを作成し、自社で製造する商品などから出る廃棄物は極力減らし、生産などに伴うごみの減量に積極的に取り組みましょう。

【リサイクルの推進】

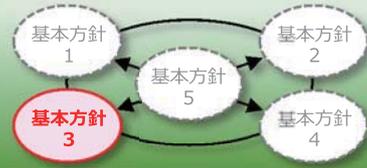
再資源化や再生利用しやすい製品を製造・販売・利用するようにしましょう。また、事業所内で排出された廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物を適正に分けて処理するとともに、一般廃棄物はルールに従い、分別して処理しましょう。

【不法投棄対策の推進】

事業活動に伴って発生する廃棄物などは、法令に則って、適正に処理・処分しましょう。また、不法投棄の監視に協力するとともに、不法投棄を発見した時には、直ちに市の関係部署に連絡しましょう。

基本方針3

地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜



▼市が実施する施策

歴史資源の保全	・市内の歴史資源や文化財の保全
	・地域の伝統民族芸能の保全・継承
	・市内の歴史資源についての情報発信及び活用の推進
自然公園の保全・維持管理	・自然公園の活用
	・自然公園の保護の推進
景観の維持活動の推進	・景観計画、景観条例、サイン計画に基づく景観形成の推進
	・景観資源（自然・歴史・文化など）の保護
	・地域資源を活かした景観づくりの促進
	・市民の景観づくり意識の醸成と景観づくり運動への参加促進
生物多様性の保全と活用	・生物多様性についての理解・認識の向上
	・環境保全型農業の推進
	・農林産物の地産地消の推進
	・外来生物の侵入・拡散防止に向けた啓発・事業の推進
	・希少動物や自然植生の保全対策の推進
	・野生生物の実態を把握するための調査の実施
	・開発や造成工事における生物多様性確保の観点からの啓発・指導
	・南アルプスユネスコエコパークについての情報発信
自然環境の保全と共生	・自然環境の保全活動推進
	・自然保護意識の醸成
	・自然に配慮した治山・治水事業の推進
	・鳥獣害対策及び野生生物との共生策の推進



基本方針3の進捗を管理するための目標及び指標

▼数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
多面的機能支払交付金活用団体数	93 団体（H28）	100 団体（H33）
除間伐補助実施面積	124 ha（H28）	1,600 ha（H29～38）

▼数値指標

項目名	現状（年度）
鳥獣被害金額（or 面積）	金額 31,941 千円（面積 21.19 ha）
環境保全型農業直接支払交付金活用団体数及び面積	16 組織、83.35 ha

▼市民・事業者の配慮指針

市民

【歴史資源の保全】

地域の歴史・文化的資源について理解を深めるとともに、各資源の保全や活用に積極的に参画・協力しましょう。

【自然公園の保全・維持管理】

自然公園の利用を通じて自然環境への関心を高めるとともに、国や県、市が行う自然公園の維持管理活動に参画・協力しましょう。

【景観の維持活動の推進】

地域の景観の維持に関心を持つとともに、地域景観の保全や活動に積極的に参画・協力しましょう。また、地域の美化活動へ積極的に参画・協力しましょう。

【生物多様性の保全と活用】

生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然に関心を持ちましょう。また、農林産物を購入する際は、生物多様性の保全に配慮した商品を購入しましょう。

【自然環境の保全と共生】

地域の自然や生き物を保全する活動に参画・協力しましょう。また、鳥獣被害対策について、駆除と共生の両面から取り組みましょう。

事業者

【歴史資源の保全】

地域の歴史・文化的資源を活用した地域振興を図るとともに、保全に積極的に参画・協力しましょう。市民・市などと連携して歴史・文化的資源に関する活動へ参画・協力しましょう。

【自然公園の保全・維持管理】

自然公園の利用を通じて自然環境への関心を高めるとともに、国や県、市が行う自然公園の維持管理活動に参画・協力しましょう。

【景観の維持活動の推進】

地域の景観を活用した観光振興を図るとともに、地域景観の維持に積極的に参画・協力しましょう。市民・市などと連携して景観に関する活動へ参画・協力しましょう。

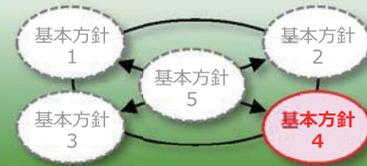
【生物多様性の保全と活用】

生物多様性についての理解を深めましょう。農林産業など事業活動の際には生物多様性への影響を考慮し、事業活動取り組みましょう。

【自然環境の保全と共生】

事業活動を通じて山林や里山などの自然環境を保全するとともに、開発・造成工事の際には自然環境に十分に配慮しましょう。

基本方針 4 地球環境保全に貢献する杜



▼市が実施する施策

大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設からの汚染物質の発生防止の普及・啓発及び監視活動の推進 ・公害未然防止に向けた、大気汚染監視体制の検討 ・国や県と連携した光化学オキシダント、PM_{2.5}などに関する情報の発信 ・公共交通の利用促進 ・新しい交通システムの調査と研究の推進 ・エコドライブの普及・啓発 ・低公害車（ハイブリッド、電気自動車など）の導入推進 ・幹線道路沿線の大気汚染対策検討
オゾン層問題	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の適正処理に関する情報発信
地球温暖化緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定と推進 ・地球温暖化防止シンポジウムの開催 ・温室効果ガス削減に向けた基礎資料の整備 ・市の率先したグリーン購入の推進 ・日常生活や事業活動における二酸化炭素排出抑制に向けた普及・啓発 ・廃食油の回収実施 ・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討 ・再生可能エネルギー普及に関する情報提供・啓発・推進 ・低公害車（ハイブリッド、電気自動車など）の普及推進 ・エコドライブの啓発活動推進
地球温暖化適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、農業、疫病など温暖化リスク及び対策の検討・実施 ・温暖化リスクへの対応についての情報発信



基本方針4の進捗を管理するための目標及び指標

▼数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
再生可能エネルギーの設置補助件数	42 件 ^{※1} （H28）	60 件（H38）
学校・公共施設における再エネ導入量	31 か所（H28）	40 か所（H38）
市内のCO ₂ 削減量（H27～31）	441 t（H28）	600 t（H31）

※1 H28 年度は住宅用太陽光発電システム設置補助件数による実績

▼市民・事業者の配慮指針

市民

【大気環境の保全】

屋外での家庭ごみなどの焼却処分はやめましょう。また、公共交通機関を利用する、車の買い替えの際には低公害車に切り替えるなど、自動車から排出される排ガスの低減に努めましょう。

【オゾン層問題】

冷蔵庫やエアコンなど、冷媒にフロン類を使用している機器を廃棄する際には、家電リサイクル法などに基づいて適切に処理を行い、フロン類の確実な処理に協力しましょう。

【地球温暖化緩和策の推進】

日常における節電に取り組むとともに、家電製品の入れ替えや住宅の新築・改築時にはエネルギー効率が高い設備や仕様の採用に努めましょう。また、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出係数が低い電力会社^{※2}に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーを利用しましょう。

【地球温暖化適応策の推進】

温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレスや感染症、河川洪水などの自然災害について、情報を収集して意識を高め、実施可能な対策について取り組みましょう。

事業者

【大気環境の保全】

ばい煙の発生施設では、良質の燃料を使用し、適時メンテナンスを行い燃料の不完全燃焼などによる排煙の飛散防止に努めましょう。また、公共交通機関の利用、低公害車の導入などを行い、自動車から排出される排ガスの低減に努めましょう。

【オゾン層問題】

冷蔵庫やエアコンなど、冷媒にフロン類を使用している機器を廃棄する際には、家電リサイクル法などに基づいて適切に処理を行い、フロン類の確実な処理に協力しましょう。

【地球温暖化緩和策の推進】

事業活動で節電に取り組むとともに、設備機器の入れ替えや事務所や工場の新築・改築時にはエネルギー効率が高い設備や仕様の採用に努めましょう。また、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出係数が低い電力への切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーを利用しましょう。

【地球温暖化適応策の推進】

温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレス、感染症、河川洪水、農業への影響などについて、自らの事業活動への影響を把握し、実施可能な対策について取り組みましょう。

※2 電気の二酸化炭素排出係数が低い電力会社

発電する際に発生する二酸化炭素の量は、電力の電源構成（火力、太陽光、水力、バイオマス等の発電割合）などによって変わるため、電力会社によって異なります。このため、電力会社を選ぶ際には、電気の販売価格だけでなく、二酸化炭素排出係数の値やどのような電源構成で発電しているかなどの情報も考慮しましょう。

基本方針5 将来につながる杜づくり



▼市が実施する施策

環境教育・学習の推進	・環境教育学習メニューの作成
	・環境教育指導者組織の設置
	・環境学習のための情報提供
	・市民団体、小中学校、高等学校などと連携した活動の支援
	・総合計画や個別計画との連携・調整
	・環境問題の現状や取組について、広報やHP、CATVを活用した情報発信
環境保全活動の実践	・環境に関する市民団体などの育成と活動支援
	・地域で行われている活動の連携・調整
	・市民参加の森づくり推進



基本方針5の進捗を管理するための目標及び指標

▼数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
環境学習プログラム体験事業の実施回数	29回（H28）	30回（H38）
自然観察会の開催回数	7回（H28）	8回（H38）
市広報誌による環境関連情報の掲載回数	2回（H28）	3回（H38）

▼数値指標

項目名	現状（年度）
環境学習プログラム体験事業への参加人数	641人（H28）
子ども環境フェスタへの参加人数	771人（H28）

▼市民・事業者の配慮指針

市民

【環境教育・学習の推進】

市や市民団体などが開催する環境に関するシンポジウムや講習会に積極的に参加しましょう。また、身近な環境や歴史・文化、環境問題に関心を持ちましょう。

【環境保全活動の実践】

地域で実施されている、身近な環境美化や資源回収活動などへ積極的に参加しましょう。また、市や民間団体が開催する森林や里山など自然とふれあう事ができる講習会などへ積極的に参加しましょう。

事業者

【環境教育・学習の推進】

市や市民団体などが開催する環境に関するシンポジウムや講習会に積極的に参加しましょう。

【環境保全活動の実践】

地域住民との協働による、環境保全活動の機会づくりを進めたり、地域の環境保全活動への支援を心がけましょう。また、環境保全に関わる事業者の活動や、地域のネットワークに参画し、情報発信などに努めましょう。



教育ファーム



親子自然観察会

第5章 環境像実現に向けた各地域の取組

1 各地域の取組について

この章では、目指す環境像を地域別の視点から実現するため、市内各地域の地形・地理的条件や環境分野別による地域特性を考慮して、市内を「茅ヶ岳・みずがき山麓エリア」「八ヶ岳南麓東エリア」「八ヶ岳南麓西エリア」「甲斐駒ヶ岳山麓エリア」の4つに区分し、地域別の環境配慮指針を示します。なお、地域別の環境配慮指針は、アンケート調査や地域意見交換会*で出た課題などを参考に作成しています。地域意見交換会の詳細は60ページのとおりです。



エリア区分図

●環境像実現に向けた各地域の取組 (p52~59) の構成

エリアを特徴付ける環境について整理しています。

アンケートや地域意見交換会で出た意見の多かった課題などから環境配慮指針を示しています。

地域意見交換会で「重点的に取り組みたいこと」として挙げられた取り組みを示しています。

今後も残したい、改善したい場所としてアンケートや地域意見交換会で出た場所を示しています。

重要だと思う環境を問うアンケート結果を示しています。

*地域意見交換会

各地域の現状や課題、今後の方針を整理するために区長や地域委員を対象に実施した意見交換会のこと。

2 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

(1) 地域の環境特性

茅ヶ岳・みずがき山麓エリアは、本市の東部に位置し、明野町及び須玉町が含まれます。

本エリアは、塩川、須玉川の河川低地から農地、標高 2,200m を超える日本百名山の瑞牆山、金峰山などを含む秩父多摩甲斐国立公園を有しています。

今後も残したい場所としては、本エリアを代表する瑞牆山や日本有数の日照時間を活かした広大なひまわり畑、富士山・南アルプス・八ヶ岳などを一望できる茅ヶ岳広域農道からの眺望、ハイジの村や三代校舎ふれあいの里などが挙げられます。

環境面における課題としては、大蔵地区や高須林道などにおけるごみの不法投棄、景観を損ね老朽化で倒壊する危険性のある空き家・空き店舗などの建物、周辺の景観や生態系に悪影響を与える耕作放棄地などが挙げられます。

本エリアの重要だと思ふ環境についてのアンケート結果を見ると、「田んぼや里山が十分管理されている」の割合が高くなっています。

(2) 地域別環境配慮指針

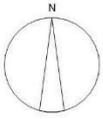
- 茅ヶ岳や瑞牆山を代表とする本エリアの山地や身近な里山について、森づくり活動への参加や保有する山の管理、松くい虫対策などにより適正に維持・保全します。また、伐採した樹木など森林資源を有効活用します。
- 耕作放棄地は、景観を損ねるだけでなく、野生動物のすみかとなり地域の環境悪化を招くため、適正に維持管理するとともに、就農を希望する若者などとのマッチングによる農地の活用などを検討します。
- 東向や浅尾上などの田園風景やひまわり畑などの地域資源は、展望台やベンチの設置、旧街道を案内する銘板の設置、周遊ルートの設定などにより観光地として活用します。また、まちあるきなどのイベントや交流拠点として活用することで愛着を育みます。
- 昔ながらの地域の文化については、県や市と連携して保全・継承します。
- 本エリアの玄関口である須玉 IC 出入口周辺や国道 141 号沿いについては、道路の修景や緑化、空き家・空き店舗などの活用により景観の向上を図ります。
- 防犯カメラの設置やパトロールの強化により家電製品や大型廃棄物などのごみの不法投棄を防止します。

●重点的に取り組みたいこと

- 地域資源を保全・活用するために、地域住民で周遊ルートを考えます。また、地域活動をする際、子どもや高齢者も参加し、世代を越えて取組を進めます。
- 不法投棄しにくい環境を作るため、不法投棄防止パトロール用のステッカーを作成し、地域住民の軽トラックに貼るなどの対策を検討します。



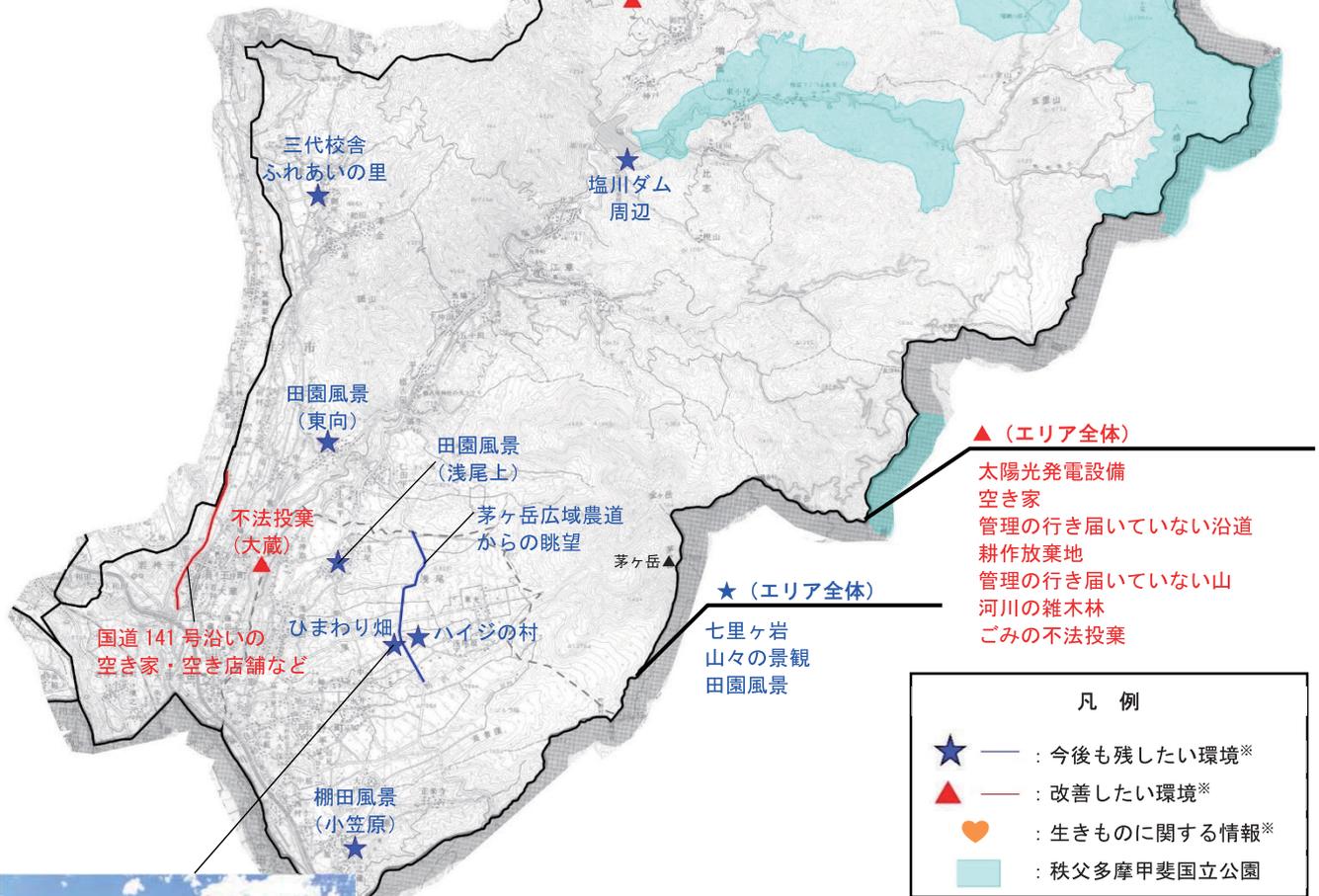
※「重点的に取り組みたいこと」には、地域意見交換会に参加頂いた茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの住民の意見を記載しています。



♥ (エリア全体)

(よく見かける生きもの)
トンボ、セミ、カエル、カラス、シカ、サルなど

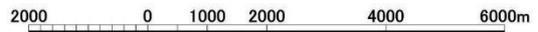
(見かけなくなった生きもの)
チョウ (オオムラサキ含む)、ホタル、メダカなど



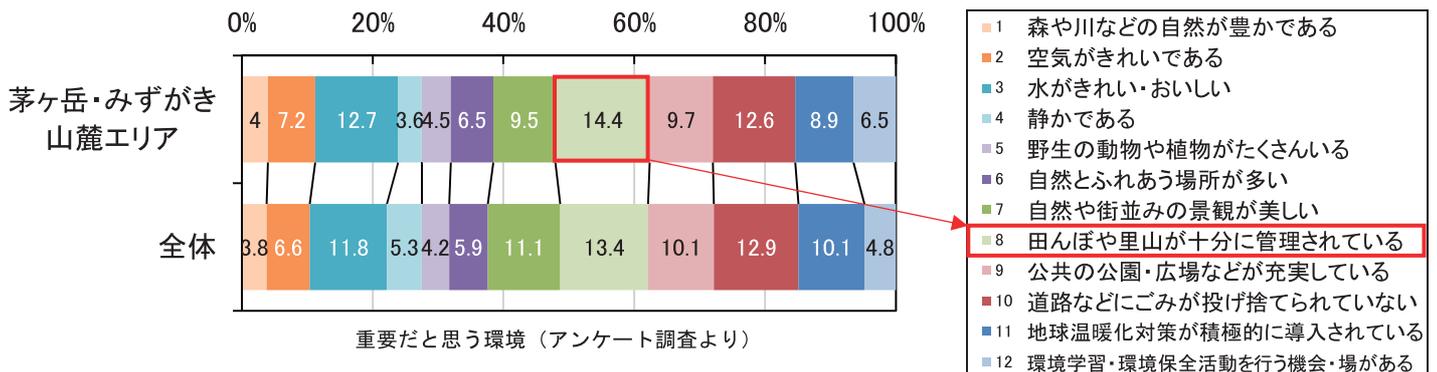
- ▲ (エリア全体)
- 太陽光発電設備
 - 空き家
 - 管理の行き届いていない沿道
 - 耕作放棄地
 - 管理の行き届いていない山
 - 河川の雑木林
 - ごみの不法投棄

- ★ (エリア全体)
- 七里ヶ岩
 - 山々の景観
 - 田園風景

※市民アンケート及び地域意見交換会結果より作成



環境情報図 (茅ヶ岳・みずがき山麓エリア)



3 八ヶ岳南麓東エリア

(1) 地域の環境特性

八ヶ岳南麓東エリアは八ヶ岳南麓の東側に位置し、高根町及び大泉町が含まれます。

本エリアの北部は八ヶ岳南麓に広がる豊かな自然の中に別荘地や林間住宅が点在し、自然を活かした観光リゾート地として発展しており、南部は、八ヶ岳・瑞牆山・南アルプスなどの優れた眺望を有した農村地域が広がるエリアとなっています。また、八ヶ岳周辺を中心とした八ヶ岳中信高原国定公園を有しています。

今後に残したい場所としては、自然と眺望に恵まれたまきば公園や清里清泉寮周辺、東沢大橋やレインボーラインからの眺望、美し森のツツジ群生地、谷戸城址や金生遺跡をはじめとする多数の文化財、世界かんがい施設遺産に登録された村山六ヶ村堰疏水などが挙げられます。

環境面における課題としては、主要な道路沿いに設置された太陽光発電設備の景観、野生動物のすみかとなる可能性があり景観を損ねる清里地域や別荘地の空き家・空き店舗、生態系に悪影響を与える里山の管理不足などが挙げられます。

本エリアの重要だと思ふ環境についてのアンケート結果を見ると、「自然やまちなみの景観が美しい」の割合が高くなっています。

(2) 地域別環境配慮指針

- ・村山六ヶ村堰疏水や周辺の水路は、昔から守り利用されてきた貴重な場として、刈り草を流さないよう配慮するなど保全するとともに、環境学習の場として活用を図ります。また、使われていない井戸の再生・活用を検討します。
- ・八ヶ岳中信高原国定公園周辺は、キープ協会など既存の団体と連携し、多様な動植物の生息環境を保全します。また、林間学校の参加者などが環境学習を行う場として利用します。
- ・美し森内にあるツツジの群生地は市を代表する貴重な自然として植樹や美化活動などを継続するとともに、ツツジ祭りなどを通じて市内外へツツジの魅力や地域での取組を発信します。
- ・保有する山林を適正に管理するとともに、市や地域と協力して、伐採したカラマツなどの森林資源を有効活用します。
- ・景観を乱し、野生動物のすみかとなる可能性のある清里周辺や別荘地の空き家・空き店舗は、リノベーションなどにより

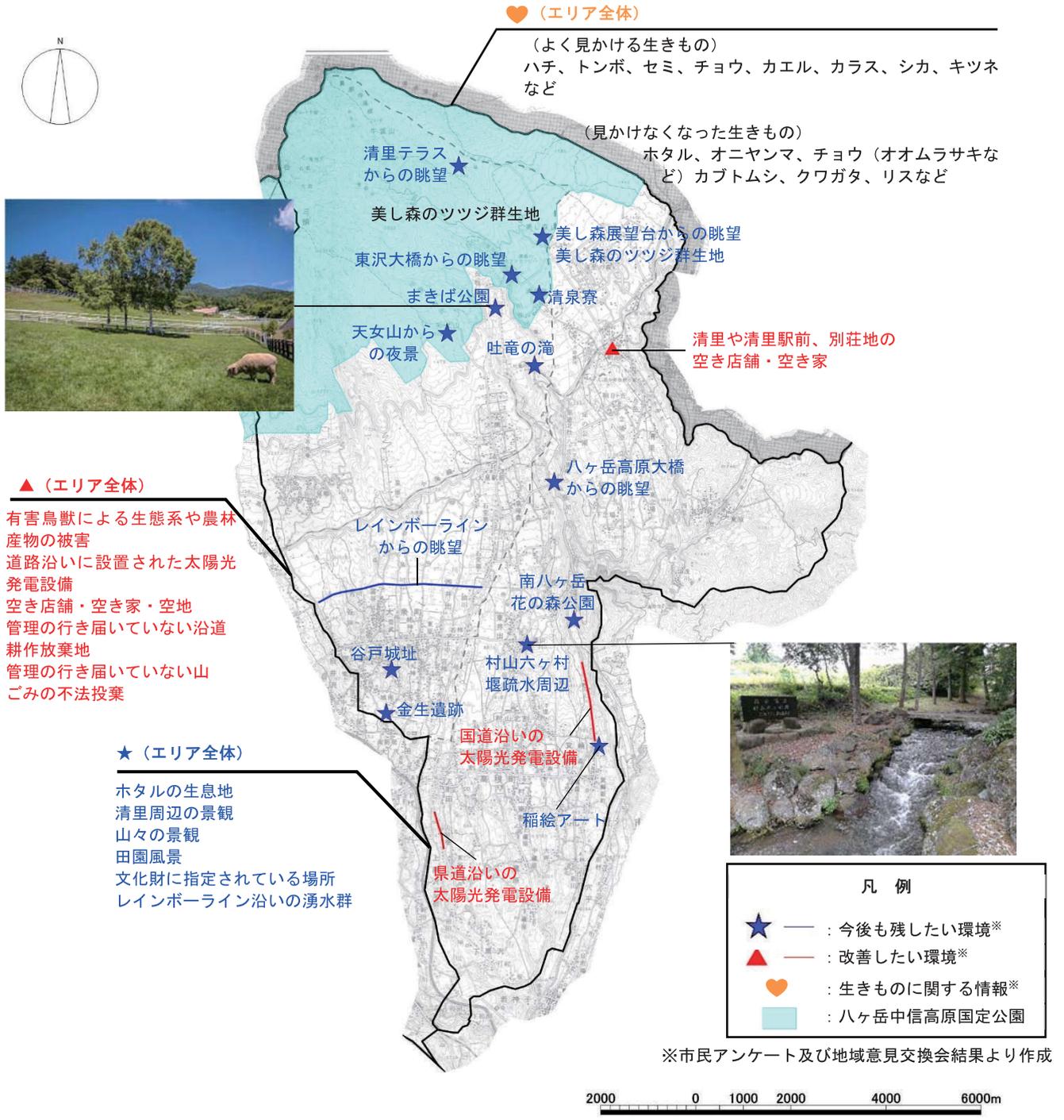
賃貸住宅・店舗やカフェ、地域の活動拠点などとして活用を検討します。

- ・清泉寮や八ヶ岳高原大橋をはじめとする優れた眺望場所や谷戸城址などの文化財、稲絵アートといった地域資源は、遊歩道を整備したり、既存の団体と連携して保全・活用を行います。
- ・レインボーラインや国道 141 号など本エリアの主要な道路は、道路緑化による修景、景観条例に基づく良好な景観整備を行います。

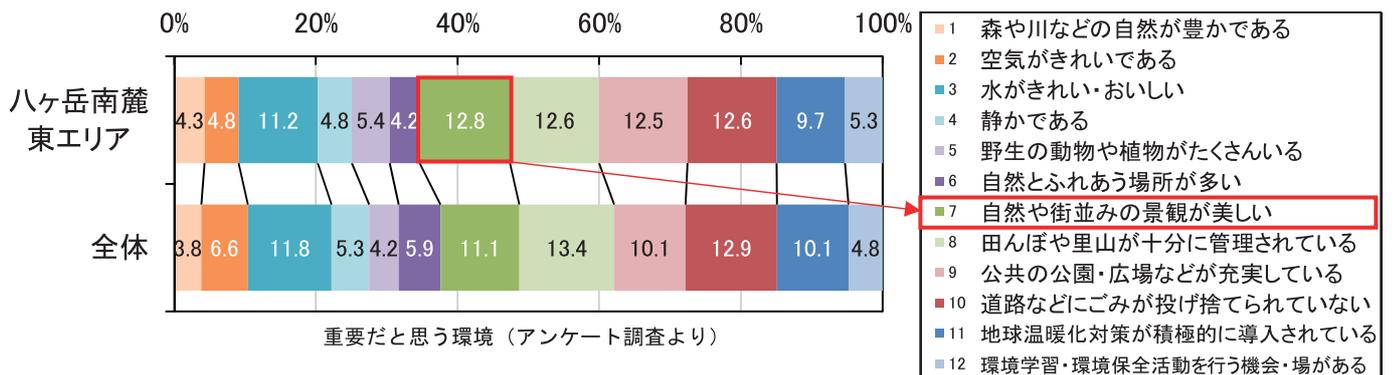
●重点的に取り組みたいこと

- ・身近な里山や農地を維持するために、剪定枝や伐採した樹木の利用など、収益につながる仕組みづくりを検討します。
- ・本エリアの良好な景観を保全するため、大規模な太陽光発電を設置する場合は、安全性や景観への配慮を徹底するよう呼びかけ・指導します。

※「重点的に取り組みたいこと」には、地域意見交換会に参加頂いた八ヶ岳南麓東エリアの住民の意見を記載しています。



環境情報図 (ハケ岳南麓東エリア)



4 八ヶ岳南麓西エリア

(1) 地域の環境特性

八ヶ岳南麓西エリアは八ヶ岳南麓の西側に位置し、長坂町及び小淵沢町が含まれます。

本エリアは三分一湧水をはじめとする多数の湧水群が分布するとともに、八ヶ岳や南アルプス、富士山などが田園風景と一体となり、優れた眺望を有する農村地域が広がっています。また、小淵沢町では、古くから馬との関わり合いが深くホーストレイル（馬専用道）が多くみられます。

今後も残したい場所としては、環境省の名水百選に選定されている三分一湧水、八ヶ岳南麓高原湧水群、神田の大糸ザクラ、富士山・北岳・甲斐駒ヶ岳を眺望できる三峰の丘、ホーストレイル、ホタルの生息地などがあります。

環境面における課題としては、土砂災害特別警戒区域に指定されている古杣（ふるそま）川・高川の安全性、小荒間地区など優れた自然景観を有する地域における工作物や住宅地域における空き地や空き店舗による景観の悪化などが挙げられます。

本エリアの重要だと思える環境についてのアンケート結果を見ると、「自然やまちなみの景観が美しい」の割合が高くなっています。

(2) 地域別環境配慮指針

- ・三分一湧水や大滝湧水をはじめとする八ヶ岳南麓高原湧水群は、身近な水源や生活、やすらぎの場として、移住者を含め地域が一丸となり適切に保全・活用を図ります。また、観光地として活用する場所と身近な生活の場として利用する場所を明確化し、それぞれにあった保全・活用を検討します。
- ・国や県、地域住民と連携して河川の土砂災害対策や河川敷の維持管理を行います。
- ・個人が保有する里山や農地は、維持管理することで野生動物のすみかとならないように配慮するとともに、菜の花などの景観作物の栽培や農林作物のブランド化、農林業を希望する若者とのマッチングなどによる活用を検討します。
- ・ホタルやフクロウなど貴重な生きものの生息地は、八ヶ岳自然クラブなど既存の団体と連携して生息状況の把握や保全・取組の情報発信を図ります。また、生態系や農作物へ被害を及ぼすシカやサルなどの野生動物については、市と地域が協力し、防護柵の設置や追い払い、捕獲な

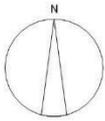
どを行い、多様な生きものと共生します。

- ・富士見坂や三峰の丘をはじめとした眺望場所、神田の大糸ザクラ、ホーストレイルなど本エリアを代表する地域資源については、SNSによる情報発信、イベントでの活用、ボランティアによる保全などを行います。
- ・レインボーラインなど本エリアの主要な道路については、外来植物の駆除や緑化、景観条例に基づく良好な景観整備を行います。

● 重点的に取り組みたいこと

- ・八ヶ岳南麓高原湧水群を保全・活用するため、観光地化する所は駐車場の整備など周辺も観光地化し、観光地化しない所は生活の一部として維持管理を続けます。
- ・身近な里山や農地を保全するために、地域の若者や移住者が率先して後継者募集の情報発信を行うとともに、市外の若者や企業・学生とつながる仕組みづくりを検討します。

※「重点的に取り組みたいこと」には、地域意見交換会に参加頂いた八ヶ岳南麓西エリアの住民の意見を記載しています。



♥ (エリア全体)

(よく見かける生きもの)
トンボ、セミ、カエル、カラス、シカ、ハクビシン、キツネなど

(見かけなくなった生きもの)
ホタル、トンボ (オニヤンマなど)、チョウ (オオムラサキなど)、カブトムシ、クワガタ、カエル (トノサマガエルなど)、リスなど

観音平の景観を乱す雑木林



古杣川、高川の
土砂災害特別警戒区域



三分一湧水

富士見坂からの眺望

義光山矢の堂

大滝湧水

三峰の丘
からの眺望

神田の大系ザクラ

長坂牛池と桜

清春芸術村の桜

▲ (エリア全体)

- 有害鳥獣による生態系や農林産物の被害
- 太陽光発電設備
- 空き家
- 優れた眺望点周辺にある電柱・電線
- 管理の行き届いていない沿道
- 耕作放棄地
- ごみの不法投棄

★ (エリア全体)

- フクロウの生息環境
- ホタルの生息地
- ホーストレイル (馬専用道)
- 八ヶ岳南麓高原湧水群
- 山々の景観
- 田園風景
- 文化財



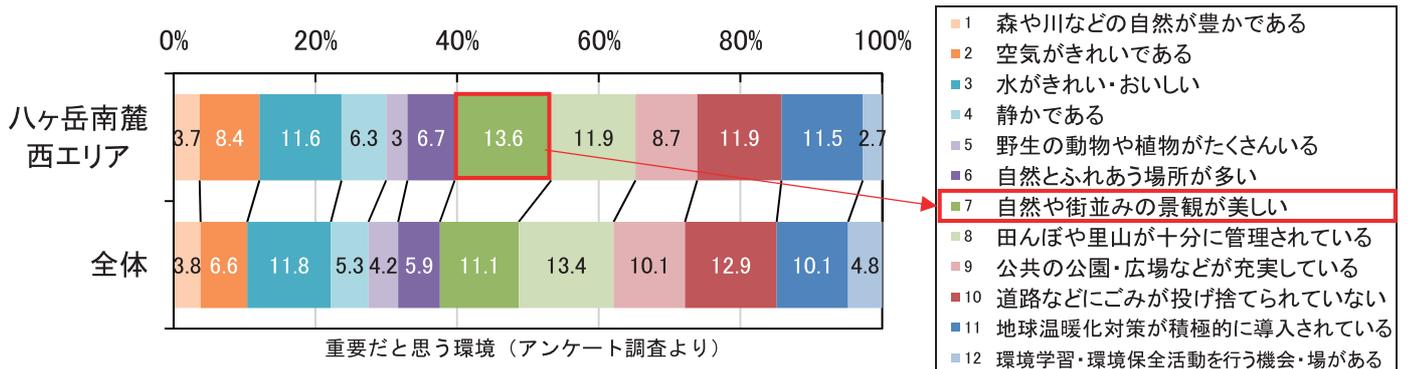
凡例

- ★ — : 今後も残したい環境*
- ▲ — : 改善したい環境*
- ♥ : 生きものに関する情報*
- : 八ヶ岳中信高原国立公園

※市民アンケート及び地域意見交換会結果より作成



環境情報図 (八ヶ岳南麓西エリア)



5 甲斐駒ヶ岳山麓エリア

(1) 地域の環境特性

甲斐駒ヶ岳山麓エリアは、本市の西部に位置し、白州町及び武川町が含まれます。

本エリアは、甲州街道の宿場町として栄えた台ヶ原などの歴史的町並みを有し、甲斐駒ヶ岳を中心とした山岳・森林地域と精進ヶ滝や尾白川溪谷などの清流に恵まれたエリアとなっています。また、生態系の保全と自然と人が共生する固有の文化が認められ、南アルプスユネスコエコパークに登録されています。

今後も残したい場所としては、日本三大桜のひとつに数えられ、国指定の天然記念物でもある山高神代桜や眞原の桜並木、精進ヶ滝、尾白川溪谷、中山峠、日向山からの眺望などがあります。

環境面における課題としては、釜無川などの河川の管理、周辺の景観や生態系に悪影響を与える耕作放棄地、ホタルの生息環境の維持などが挙げられます。

本エリアの重要だと思ふ環境についてアンケート結果を見ると、「田んぼや里山が十分に管理されている」「道路などにごみが投げ捨てられていない」の割合が高くなっています。

(2) 地域別環境配慮指針

- ・南アルプスユネスコエコパークについて、現状の取組などの情報発信を行い、保全に向けた意識醸成を図ります。また、地域と市が協力して、多様な動植物の生息状況の把握、貴重な自然や文化にふれることができる場としてエコツーリズムの実施などを検討します。
- ・耕作放棄地は、景観を損ねるだけでなく、野生動物のすみかとなるなど、地域の環境悪化を招くため、市と地域が協力して鳥獣対策を推進するとともに、農業法人化による農地の一括管理など、農地の適正な維持に取り組みます。
- ・尾白川やエリア内に分布する水路などは、刈り草や生活排水を流さぬよう地域が丸となり適切に維持管理を行います。また、多数のホタルが生息する黒沢川などは、水や生きものと親しむ場として観察会を開催したり、市外の観光客との交流の場として活用を検討します。
- ・日向山や中山峠など優れた眺望を有する場所については、町・行政区をまたぎ組織した団体を作り協力して保全を行うと

ともに、教育やアクティビティの場としての活用や、SNSによる魅力や取組の情報発信などを検討します。

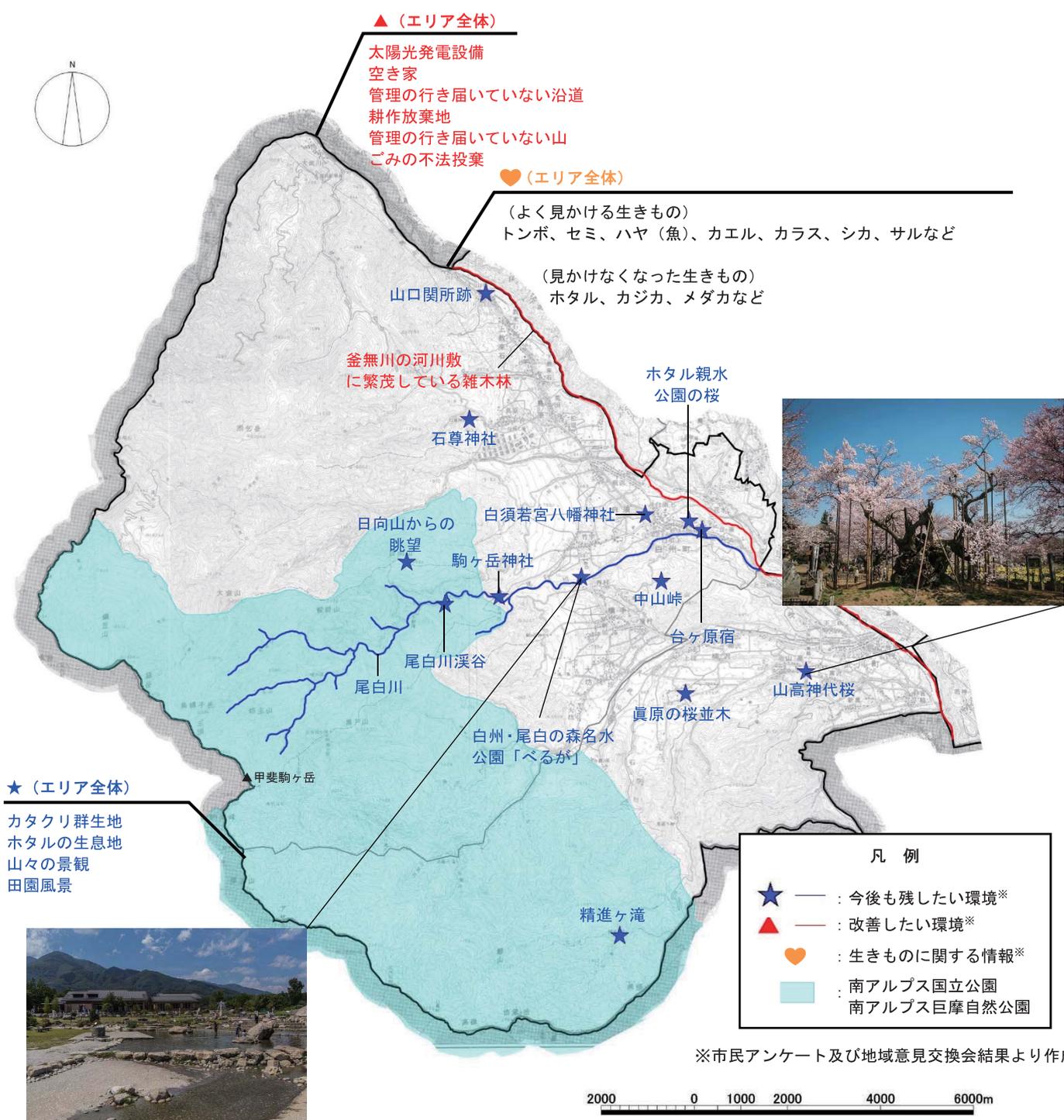
- ・山高神代桜や台ヶ原など本エリアを代表する自然・まちなみなどは、神代桜保存会や台ヶ原活性化協議会など既存の団体と連携して保全・活用します。

●重点的に取り組みたいこと

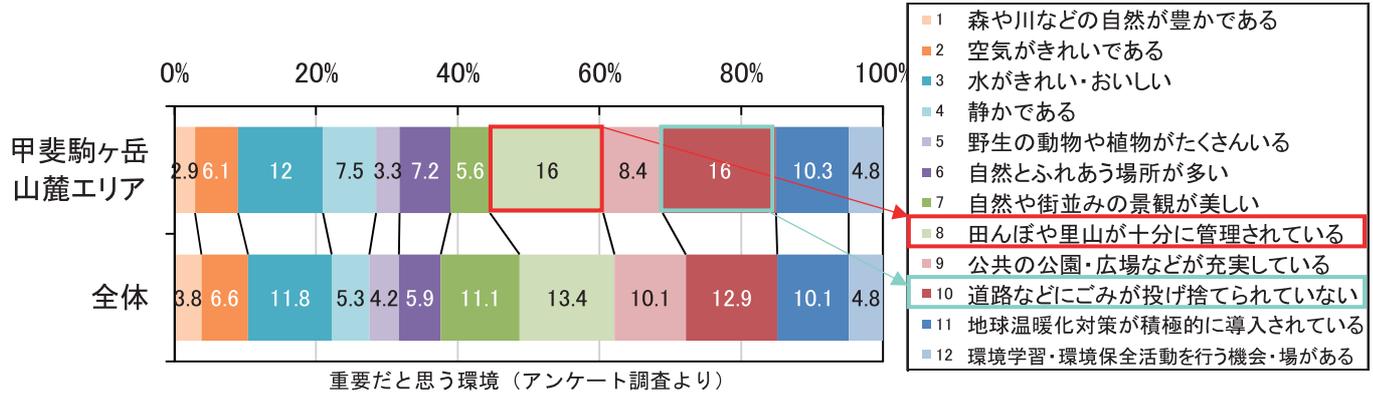
- ・一人ひとりが環境に関する情報を集め、関心・意識を高めるとともに、何か一つでも環境保全に関する行動に取り組むことで、地域全体の環境の保全・活用を推進します。
- ・現在取り組まれているイベントを通じて、環境に関する取組の実践や、後継者を育てる仕組みづくりなどを検討します。



※「重点的に取り組みたいこと」には、地域意見交換会に参加頂いた甲斐駒ヶ岳山麓エリアの住民の意見を記載しています。



環境情報図 (甲斐駒ヶ岳山麓エリア)



【地域意見交換会について】

第2次北杜市環境基本計画の策定にあたって、各地域の現状や課題、今後の方針を整理するとともに、参加者の意識啓発を図ることを目的に区長及び地域委員を対象とした意見交換会を2回開催しました。

第1回 地域意見交換会

- ・開催日：平成29年9月5日（火）
- ・場 所：北杜市役所 西会議室
- ・参加者：25名（区長、地域委員）

お住まいの地域の中で、今後も残したい場所（公園や文化財、お花見・紅葉スポットなど）や改善していきたい場所（派手な看板など）、よく見かける生きものなどを、地図を見ながら話し合いました。

また、話し合いの中で挙げられた場所を守るまたは改善するために、自分たち（市民）に何ができるか、市にどんなことを期待するかを話し合いました。



第2回 地域意見交換会

- ・開催日：平成29年11月9日（木）
- ・場 所：北杜市役所 西会議室
- ・参加者：23名（区長、地域委員）

1回目の結果を基に作成した地域別環境配慮指針案について、参加者からご意見やアイデアなどを頂きました。

また、地域別環境配慮指針を実現するため、自分たち（市民）にできることやそれぞれの地域において重点的に進めたい取組について話し合いました。



第1回 地域意見交換会取りまとめ例



第2回 地域意見交換会取りまとめ例

第6章 重点テーマ

1 北杜ぐるぐるプロジェクト

(1) 取組概要

廃棄物の排出削減を更に推進するため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を通じて市内から排出される廃棄物を地域内で循環させます。不要物の市民間での融通、市内で発生した生ごみの堆肥化とその活用により、従来廃棄物として扱われているものを資源として市内で有効活用します。

(2) 具体的な取組

廃棄物の排出削減、資源の有効利用に向けて、以下の3つの方針を定め、重点的に推進する具体的な取組を示します。

- 方針1 市内における家庭不要物の融通を支援します
- 方針2 生ごみの削減、循環利用を推進します
- 方針3 生ごみの活用を軸とした食育などを推進します

■市内における家庭不要物の融通を支援します

- ・各家庭にある“まだ使えるけど不要なモノ”について、市民間で融通しあうための情報交換プラットフォームを提供し、市民のリユース活動の支援を行います。市内のNPO法人やリユース事業者などと協力し、“不要なモノ”や“欲しいモノ”についての情報発信を行うなど、若い世代からお年寄りまで幅広い市民が利用できる仕組みを構築します。

■生ごみの削減、循環利用を推進します

- ・各家庭や学校給食センター、食品スーパー、飲食店、宿泊施設、食品製造業など食料品を扱う事業所や市内農家などが協力し、市内から発生する生ごみの堆肥化、堆肥の市内農地利用による循環農作物の栽培、学校給食などによる循環農作物の地域内消費に取り組みます。
- ・市内の家庭や事業所から発生する食べ残しの削減などに取り組みます。家庭における食材の買い過ぎや料理の作り過ぎの防止、飲食店などにおける食べ残し防止、ドギーバッグの提供による持ち帰りなどの呼びかけを通じて、食べ残しの削減に取り組みます。また、フードバンク山梨と協力し、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品の有効利用を行います。

■生ごみの活用を軸とした食育などを推進します

- ・生ごみの地域内循環の取組を軸として、エコクッキングの実践方法や地産地消の重要性、生ごみ処理機（コンポスト）の取組など、食べ物の大切さや農業の大切さについて学ぶことができる講習会や環境教育などを行い、市民の意識を高めます。

2 未来に向けた温暖化対策推進プロジェクト

(1) 取組概要

地球温暖化対策を積極的に進めるため、市の事務事業及び市内からの温室効果ガスの排出抑制を計画的に進めます。市の事務事業については、市役所庁舎などから排出される温室効果ガスの計画的な削減を進めます。市内からの温室効果ガスの排出抑制については、再生可能エネルギーの導入を軸として取組を進めます。

(2) 具体的な取組

地球の未来に向けて、地球温暖化を緩和させるため、以下の2つの方針を定めるとともに、重点的に推進する具体的な取組を示します。

方針1 温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定・推進します

方針2 北杜市再生可能エネルギービジョンを推進します

■温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定・推進します

- ・市の事務事業から排出される温室効果ガスについて、削減目標を設定し、一定期間内での目標達成に向けて計画的な温室効果ガスの排出削減に取り組みます。なお、対象は市役所など公共施設や公用車などから排出される温室効果ガスとします。
- ・市の事務事業から排出される温室効果ガスは、毎年度排出量の実績について算定を行うことで、計画の進捗の把握を行います。実績の把握に当たっては、エネルギー種別や施設別の分析・評価を行い、またその結果を公表し、計画的な削減を図ります。

■北杜市再生可能エネルギービジョンを推進します

- ・防災拠点となる建物や周辺の街路灯に対して、再生可能エネルギーや蓄電池の導入、災害時にエネルギー供給が可能な電気自動車や水素自動車などの強みを活かしたクリーン自動車のインフラ整備など、災害に強いまちづくりを検討します。
- ・個人住宅に対して、太陽光発電の導入に対する支援を行うとともに、再生可能エネルギーの最先端技術の実証・研究施設の誘致を積極的に進め、本市の再生可能エネルギーに対するブランドイメージの向上、研究者などの文化交流の拠点化を目指します。

3 杜の恵み活用プロジェクト

(1) 取組概要

市内の豊かな森林について、維持管理を積極的に進めるとともに、素材やエネルギー資源として活用することで、環境保全や地域経済の活性化に貢献します。森林の維持管理においては、市内外の企業による森づくりへの参画など、本市の恵まれた森林環境を軸とした各種取組を展開します。

(2) 具体的な取組

市内の森林保全や資源の有効活用に向けて、以下の2つの方針を定めるとともに、重点的に推進する具体的な取組を示します。

方針1 協働による森づくりを推進します

方針2 市内木質バイオマスを活用します

■協働による森づくりを推進します

- ・本市の良好な水環境のブランド力を活かし、水を育む森の維持管理を市内外の企業などの協力を受け、“協働の森づくり”を行います。協働の森づくりを通じて、市内の森林の維持管理を行うとともに、企業関係者の来場による地域経済への貢献や、企業側のCSR^{*}活動についての情報発信を通じた本市のPRが期待できます。
- ・地域や学校などのイベントとして、森づくり体験を行うことで、市内の自然に親しむとともに、森林の働きや重要性について学ぶ機会を提供します。

■市内木質バイオマスを活用します

- ・市内の森林の間伐などに伴って発生する木質資源について、素材やエネルギーとして有効活用します。間伐材の搬出については、採算面を考慮し、全国的に取組が広がっている木の駅方式など、市民が主体となって取り組むことができ、かつ地域経済の活性化が期待できる手法などを検討します。
- ・バイオマスエネルギーの利用を推進するため、市内における薪ストーブや薪・チップボイラーの導入を進めます。これによって、化石燃料の使用量を削減し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

※CSR：企業の社会的責任のこと。企業の責任を、従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー（消費者、投資家等、及び社会全体）にまで広げた考え方。

4 生きものいきいきプロジェクト

(1) 生物多様性とは

「生物多様性」とは、生きものの豊かな「個性」と「つながり」を示す言葉で、私たち人間も含めた生きものがお互いに繋がりあい、支え合っていることを意味します。生物多様性には、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があり、これらの多様性が複雑に繋がりあい、私たちが暮らす地球、そして自然豊かな本市を形成しています。

生態系の多様性

北杜市は高山、森林、農地、河川など多様な環境を有しており、それぞれの環境に応じて多様な生きものが生息し、独自の生態系を形成しています。



種の多様性

北杜市は標高差が大きく、気候条件も多様であるため高山性の動植物から身近な農地などに生息する動植物など、多種多様な生物種が生息しています。



遺伝子の多様性

同じカエルであっても色や模様が異なるように、同じ種の動物や植物であっても遺伝子に違いがあることで、形や模様など多様な個性を有しており、これが種の絶滅を防いでいます。



食料や水、薬品、気候の安定など生物多様性を基盤とする様々な恵みは「生態系サービス」と言います。本市を特徴づける豊かな水資源や緑、文化なども生態系サービスの一部です。この豊かな生態系サービスを未来の世代も受けることができるよう、私たちは、一人ひとりが生物多様性の大切さを理解し、守り、育むことが重要です。しかし、本市をはじめとして、地球規模で生物多様性は、以下の4つの危機に直面しています。

第1の危機

第1の危機は、開発や乱獲など、人間活動による負の影響です。開発による森林の伐採や、サンショウウオや高山植物などの個体の乱獲や盗掘などにより、多様な生きものの生息環境が悪化しています。

第2の危機

第2の危機は、里地里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響です。水田の畔や里山など、人が手を掛けることで維持されてきた環境に生息する生きものが、耕作放棄地や荒れた里山の増加によって減少しています。

第3の危機

第3の危機は、外来種や化学物質など、人間によって持ち込まれたものによる影響です。ブラックバスやオオキンケイギクなど外来種の移入や農薬の乱用などが、在来種の減少や外来種と在来種の交雑など、生態系へ様々な悪影響を与えています。

第4の危機

第4の危機は、地球温暖化に起因する地球環境の変化による影響です。八ヶ岳や瑞牆山などの高山性の動植物をはじめとして、地球温暖化による気候変動などの影響によって生息環境が変わり、絶滅する種が生じる可能性があります。

※出典：生物多様性国家戦略 2012-2020（環境省）

(2) 具体的な取組

市民一人ひとりが生物多様性の大切さを理解し、守り、育むために、以下の3つの方針を定め、重点的に推進する具体的な取組を示します。

- 方針1 生物多様性について市民一人ひとりの理解を深めます
- 方針2 生物多様性の損失を防ぎ、保全します
- 方針3 生態系サービス※を持続的に享受できる社会を構築します

■ 生物多様性について市民一人ひとりの理解を深めます

- ・ 生物多様性に関する情報や保全に関する取組事例などを、市のホームページや広報ほくと、子ども環境フェスタなどを利用して発信し、市民一人ひとりの生物多様性に関する理解を深めます。
- ・ 本市には多様な動植物の保全活動を行う組織や団体などが存在しますが、情報共有や交流の機会がほとんどなく、十分な連携が図られていません。今後は、組織や団体間の横断的な情報交換を行うことのできるホームページなどを整備し、活動や研究成果などの情報の共有化を図ります。
- ・ 団体や企業、大学などとの連携により、環境保全活動を担う人材の育成と、市民が多様な自然と触れあえる機会や場の整備を推進します。

■ 生物多様性の損失を防ぎ、保全します

- ・ 本市には多様な動植物が生息していますが、どういう種がどの程度絶滅の危機に瀕しているか十分な把握が行われていません。今後は、特に保全が望ましいエリアを中心に専門家などと連携して生物調査を行い、市内の生物多様性の現状の把握と、希少生物や在来種の保全・保護に努めます。
- ・ ブラックバスやオオキンケイギク、アレチウリなど特定外来生物の分布が拡大しているため、既存の生態系や在来種の保全に向けて市民と協働で積極的な駆除活動に努めます。
- ・ シカやサルなど野生動物による農林水産物への被害防止や生態系への影響を緩和するため、適切な駆除活動・個体数の管理に努めます。
- ・ 開発や里地里山の管理不足による山林の荒廃・耕作放棄地の増加によって、生物の生息・生育環境の悪化などの問題が発生しています。開発による環境への負荷の抑制、山林や農地の適切な管理に取り組み、多様な生物の生息環境の保全を図ります。

■ 生態系サービスを持続的に享受できる社会を構築します

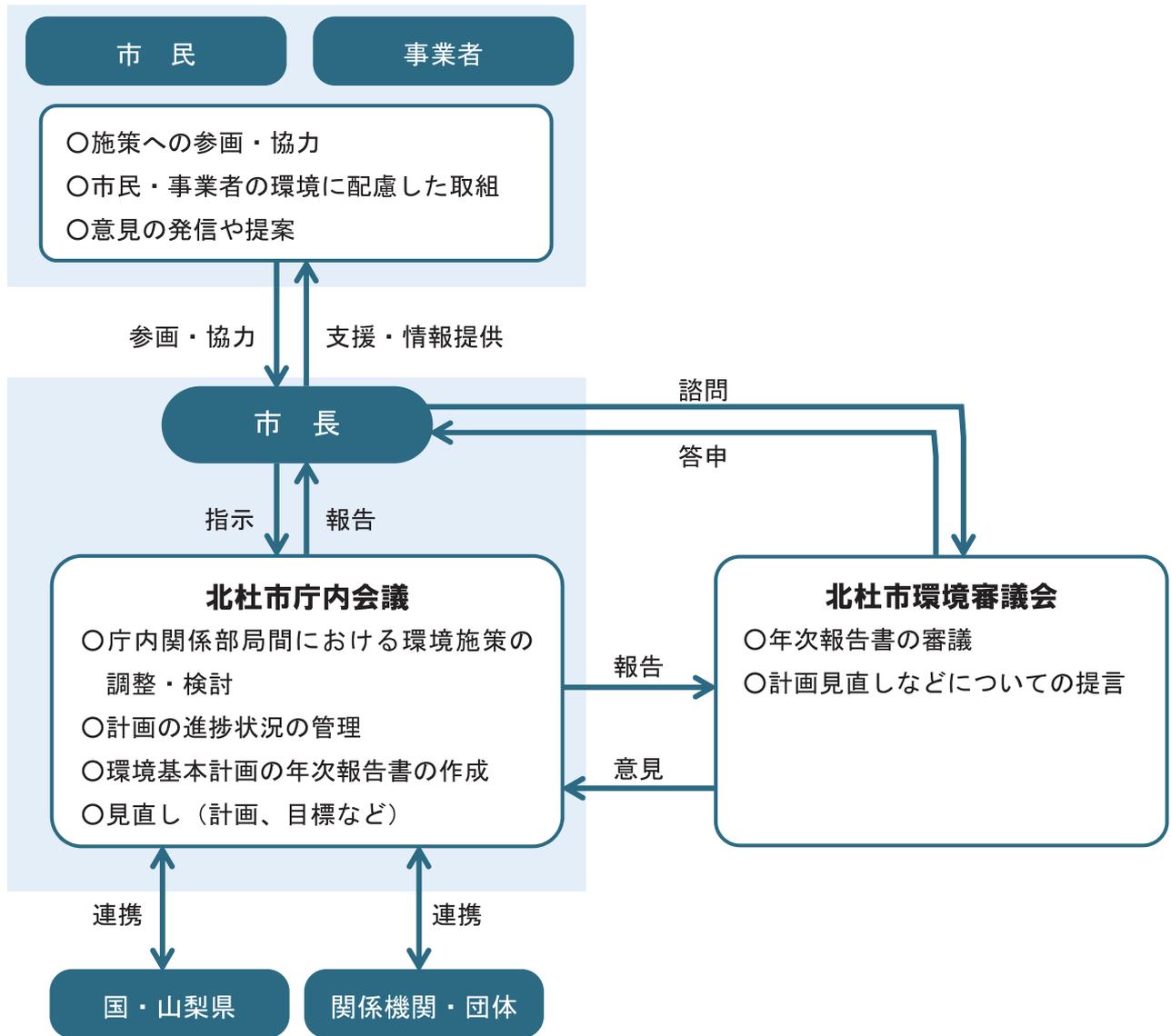
- ・ 市内外の人々が本市の豊かな自然や文化を享受できる社会を構築するため、自然観察会やエコツーリズムなどにより生態系サービスを活用・PRします。また、環境に配慮しながら取組の輪を広げ、ふるさとを次世代へとつなぐ活動を行うなどの地域振興を図ります。

※生態系サービス：食料や水、薬品、気候の安定など人々が生物多様性から得ている様々な恵みのこと。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していく必要があります。このため、以下のような推進体制で計画を推進します。



計画の推進体制

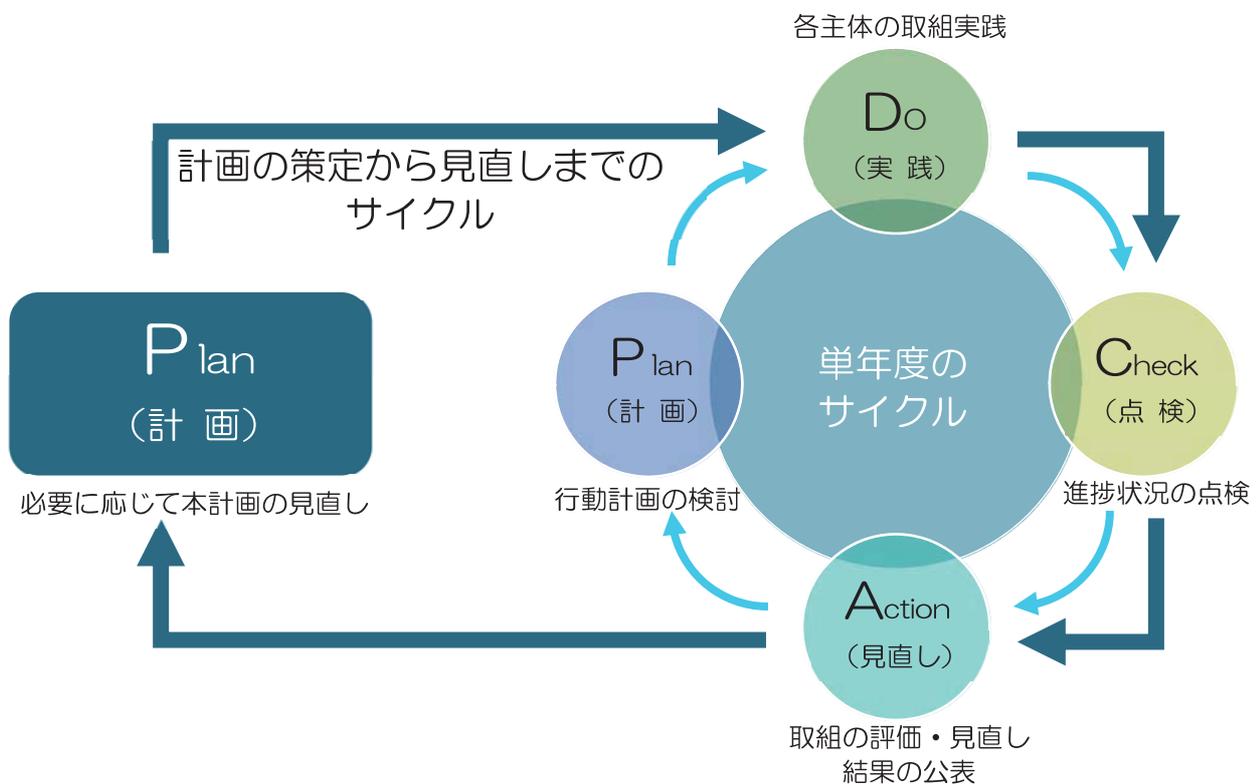
2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、市民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDC Aサイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。



(2) 結果の公表

本計画の進行管理に当たっては、北杜市環境審議会において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、環境目標及び指標の達成状況や施策の実施状況などについて調査し、年次報告書として整理・報告します。

また、本計画の施策の進捗状況を広く市民が知ることができるように、ホームページや「広報ほくと」などを通じて公表します。

資 料 編

資料 1 北杜市環境基本条例	資-1
資料 2 計画策定の体制.....	資-5
資料 3 計画策定の経過.....	資-7
資料 4 用語集.....	資-8

資料 1 北杜市環境基本条例

○北杜市環境基本条例

平成 17 年 12 月 16 日
条例第 183 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策(第 7 条—第 24 条)

第 3 章 環境審議会(第 25 条—第 31 条)

第 4 章 補則(第 32 条)

附則

北杜市は、広大で風光明媚な自然が生み出す大気や、豊かな湧水など、恵まれた自然環境にある。こうした自然環境の中で、先人たちは、永い歴史を生活文化とともに刻みつづけてきた。しかし、近年、市内への人々の流入が増加し、それに伴う車輛からの排気ガスや、人間の多様な活動による環境負荷が高まっている。

私たちは、良好で健康的かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を次代に継承する責務を担っている。

ここに、全ての市民が自然環境や生態系の維持保存の必要性を認識し、循環型社会の形成を目標として、積極的な環境保全に取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明確にするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全を図るうえで支障になるおそれのあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等事業活動を行っているものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念に基づき、環境保全等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に基づき、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

3 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用、生活排水による水質汚濁防止等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者を組織する民間団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、北杜市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 環境基本計画の変更については、前3項の規定を準用する。

7 市は、5年ごとに基本指針及び基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の現況並びに環境の保全等に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境保全等について十分配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第13条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第 14 条 市は、環境の保全等に関する施策が市民等の積極的な参加と協働により推進されるよう、これらの者との連携に努めなければならない。

(規制等の措置)

第 15 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導等の措置を講ずるものとする。

(環境影響の事前配慮)

第 16 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第 17 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する取り組みについて、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 19 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 20 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理に関し、その普及に努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を策定し、並びに適正に実施するために必要な調査を実施し、及び監視等の体制を整備するものとする。

(環境保全上の支障に係る苦情の処理)

第 22 条 市は、環境保全上の支障に係る苦情について、適正かつ円滑な処理に努めるものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全等に関する広域的な取り組みを必要とする施策を実施するに当たっては、国及び県並びに他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 25 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、北杜市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 26 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 環境の保全等に関する基本的事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に、会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(庶務)

第31条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

第4章 補則

(委任)

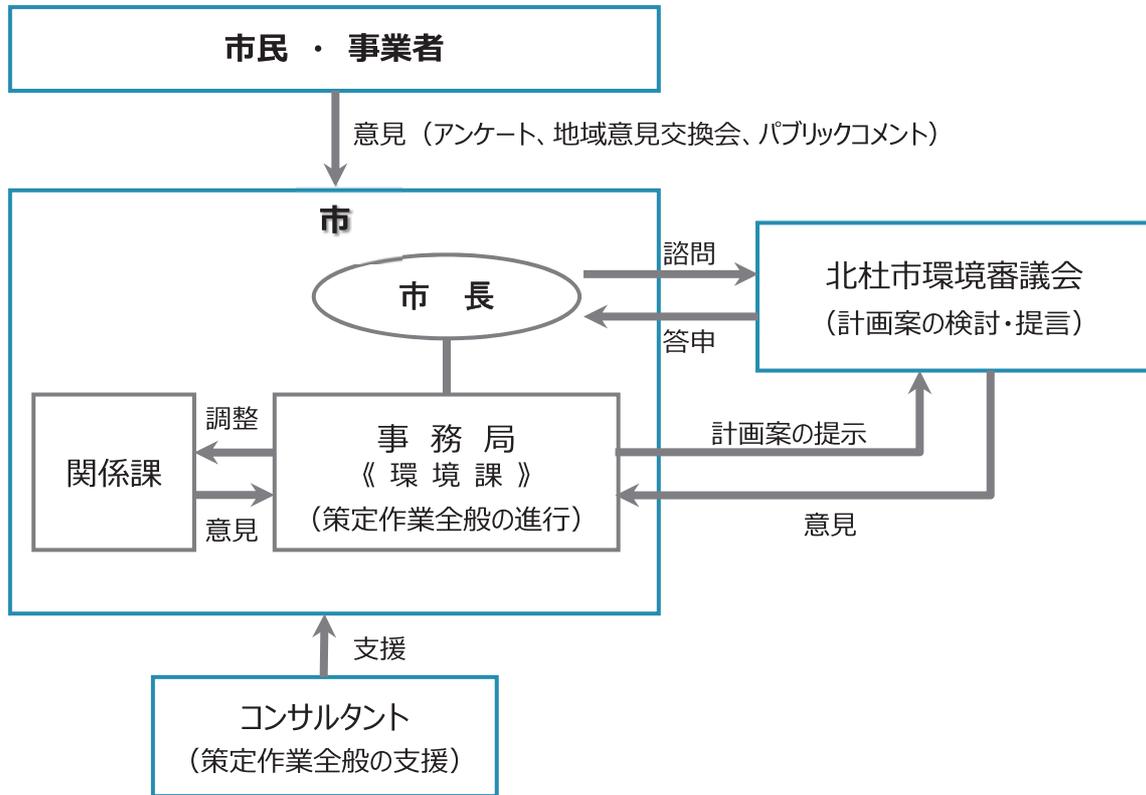
第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料2 計画策定の体制

1. 策定体制図



2. 北杜市環境審議会委員名簿

任期 平成 29 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日

組 織 (条例27条第2項)	役職	氏 名	地 区 等
知識経験者	副会長	仲 澤 幸 雄	明野町
〃		浅 川 一 恵	明野町
〃		三 井 茂	須玉町
〃		田 崎 尚 弥	須玉町
〃		八 卷 美 弥 子	高根町
〃		坂 本 日 登 美	高根町
〃		高 橋 勝 彦	長坂町
〃	会長	草 野 香 壽 恵	長坂町
〃		浅 川 正 人	大泉町
〃		藤 森 勇	大泉町
〃		田 中 隆	小淵沢町
〃		岩 波 光 代	小淵沢町
〃		井 上 安 秋	白州町
〃		赤 羽 素 子	白州町
〃		長 坂 正	武川町
〃		功 刀 美 津 子	武川町
行政機関の職員		小 松 武 彦	生活環境部長

資料3 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、北杜市環境基本条例に基づき、北杜市環境審議会において審議を行いました。

また、市民及び事業者を対象としたアンケート調査、地域の代表者へのヒアリング（地域意見交換会）、市民意見募集（パブリックコメント）などの実施により、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
平成 29 年 5 月 25 日 (木)	平成 29 年度 第 1 回北杜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状の公布 ● 環境基本計画見直しについて
平成 29 年 7 月 12 日 (水)	平成 29 年度 第 2 回北杜市環境審議会 諮問	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 次北杜市環境基本計画の策定について ・ 計画の基本的事項について ・ 計画策定に向けたスケジュール ・ アンケート調査について ・ 区長・地域委員ヒアリングについて
平成 29 年 8 月 9 日 (水) ~ 8 月 25 日 (金)	市民・事業者向けアンケート 調査の実施	●「北杜市の環境に関するアンケート」 (市民 369 人、79 事業者が回答)
平成 29 年 9 月 5 日 (火)	第 1 回地域意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ● お住いの地域の環境について ● 今ある環境を守り将来につないでいくためのアイデア
平成 29 年 10 月 27 日 (金)	平成 29 年度 第 3 回北杜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民及び事業者アンケート結果について ● 北杜市の環境像実現に向けた意見交換会の結果報告について ● 第 2 次北杜市環境基本計画（案）について
平成 29 年 11 月 9 日 (木)	第 2 回地域意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域別環境配慮指針案について ● 地域の環境をより良くするために重点的に取り組むこと
平成 29 年 11 月 25 日 (土)	北杜市子ども環境フェスタ	● 来場者へのアンケート (来場者 125 人が回答)
平成 29 年 12 月 26 日 (火)	平成 29 年度 第 4 回北杜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 次北杜市環境基本計画（案）について ● パブリックコメントについて
平成 30 年 1 月 9 日 (月) ~ 2 月 9 日 (金)	「第 2 次北杜市環境基本計画」策定に係るパブリックコメントの実施	● 意見数 15 人、69 件
平成 30 年 2 月 23 日 (金)	平成 29 年度 第 5 回北杜市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果について ● 第 2 次北杜市環境基本計画（案）及び概要版（案）について ● 答申書について
平成 30 年 2 月 28 日 (水)	答申	● 第 2 次北杜市環境基本計画（原案）の答申

資料4 用語集

<数字・アルファベット>

3R	リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称のこと。
4R	リフューズ (Refuse)、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の4つのR (アール) の総称のこと。北杜市は4Rを推進している。
C S R	企業の社会的責任のこと。企業の責任を、従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー (消費者、投資家など、及び社会全体) にまで広げた考え方。
PM _{2.5}	大気中に浮遊している 2.5μm 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: 10μm 以下の粒子) よりも小さな粒子。
PRTR 法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。人の健康や生態系に有害な恐れのある指定化学物質 (計 435 物質) の排出量などのデータの届出・公開など、化学物質による環境保全上の問題を未然に防ぐための法律。
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。Web上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。

<五十音>

ア行	
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコクッキング	エコ (eco) とクッキング (cooking) を組み合わせた造語。キャベツの芯、ダイコンの葉など捨ててしまいがちなものも役立て、食材を無駄なく使う、環境負荷の低減に配慮した料理法のこと。
エコツーリズム	エコロジー (ecology) とツーリズム (tourism) を組み合わせた造語。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取組。観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。
エコドライブ	大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなどがあげられる。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つものこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。
温室効果ガス排出係数	単位生産量・消費量あたりの二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。

カ行

外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。
合併浄化槽	下水道未整備地区における生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。
家電リサイクル法	一般家庭や事務所から排出された家電製品 (エアコン、テレビ (ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。
環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を控え、堆肥を利用するなど、生産性を維持しつつも自然環境に配慮し、環境への負荷の軽減を図る持続的な農業のこと。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。
強制循環型太陽熱利用システム	太陽熱を集熱し、給湯や冷暖房に利用する「太陽熱利用機器」のうち、主に集熱器と貯湯槽から構成されるもの。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類から、太陽光の照射を受けて二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令する。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などがある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
再生利用	ごみを原料として再利用すること。別名マテリアルリサイクルともいう。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのこと。事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含む。
自然環境保全地区	山梨県自然環境保全条例において、自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区を指す。
自然記念物	山梨県自然環境保全条例において、動物、植物、地質鉱物などで住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学術的価値のある将来にわたって保存する必要があるものであり、知事が指定したもののこと。
市民参加の森	植樹祭や森づくり、下刈り、間伐、みどりの里親制度など、市民参加による取組のこと。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
除間伐	「除伐」と「間伐」を指す。除伐とは、育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて、一部の樹木を伐採すること。
浄化槽	下水浄化設備の一つ。下水道未整備地区で生活雑排水やし尿が発生する場合、一時貯留・浄化してから放流しなければならないため、このための施設を浄化槽または合併処理浄化槽という。
水洗化率	下水道水洗化率。下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示すもの。
生活排水	一般的な日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川などの公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のこと。
生物圏保存地域	ユネスコの「人間と生物圏計画」に基づいて成立した国際的な指定保護区の名称のこと。日本国内では「ユネスコエコパーク」の呼称が用いられている
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。
世界かんがい施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から100年以上経過し、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰するために、国際かんがい排水委員会(ICID)が創設した制度。

タ行

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称。ごみの焼却過程などで非意図的に生成され、発がん性などの毒性があるとされている。
多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池及び法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。「多面的機能」は、農地の洪水抑止機能に代表される農業の二次的な機能を指す。
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できること

	や食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減など、環境面においても効果が期待できる。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量を低下させる産業と生活の仕組みをもつ社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。
ドギーバッグ	レストランなどで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器のこと。食べきれなかった料理を持って帰るのは恥ずかしいので「犬のエサにする」という名目で持ち帰ったことが名前の由来と言われている。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
土砂災害特別計画区域	建築物に損壊が生じ、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。都道府県が指定する。

ナ行

二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 二酸化炭素を冷媒（加熱媒体）としてヒートポンプを駆動させることで高温のお湯を得る家庭用給湯システム。

ハ行

バイオマスエネルギー 生物資源あるいはそこからの廃棄物に基づくエネルギー源のこと。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。

パリ協定 京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。平成 27 年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP21）において採択され、平成 28 年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。

フロン類 炭素と水素のほか、フッ素や塩素、臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。

マ行

マイバッグ マイ（my）とバッグ（bag）を組み合わせた造語。スーパーなどで購入した品物を入れるために消費者が持参する袋。買い物袋。エコバッグ。

名水百選 環境省(当時環境庁)が、全国各地 100 ヲ所の湧水や河川を昭和 60 年 3 月に「名水百選」として選定。全国に多くの形態で存在する清澄な水について、その再発見に努め、広く国民にそれらを紹介し、啓蒙普及を図るとともに、このことを通じ国民の水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護することなど今後の水質保全行政の進展に資することを目的としている。
平成 20 年には、現在の「名水百選」（言わば昭和の名水百選）に加え、「平成の名水百選」として選定を行い、併せて 200 選となっている。

ヤ行

有害化学物質 環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。

第2次 北杜市環境基本計画

発行：平成30年3月 北杜市

編集：北杜市役所 生活環境部 環境課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1341 FAX 0551-42-1123

メールアドレス：kankyou@city.hokuto.yamanashi.jp

ホームページアドレス：https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/